

令和 4 年

# 総務産経常任委員会会議録

令和 4 年 3 月 10 日

田上町議会

令和4年第1回定例会  
総務産経常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年3月10日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 8番  | 椿一春君  |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 今井幸代君 |     |       |
- 4 委員外出席議員  
なし
- 5 欠席委員  
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 町 長    | 佐野恒雄 | 地域整備課長   | 時田雅之 |
| 副町長    | 吉澤深雪 | 産業振興課長   | 佐藤正  |
| 教育長    | 安中長市 | 総務課長補佐   | 中野貴行 |
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内誠  |          |      |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明    |
| 書記     | 板屋越麻衣子 |
- 8 傍聴人
- |       |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|
| 三條新聞社 | 議会議員 | 中野和美 | 議会議員 | 品田政敏 |
|-------|------|------|------|------|
- 9 本日の会議に付した事件
- |        |   |
|--------|---|
| 承認第 1号 | 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号）の報告について中<br>第1表 歳入 |
| 承認第 2号 | 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号）の報告について中             |

- 第1表 歳入
- 承認第 3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告  
について中  
第1表 歳入
- 承認第 4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告  
について
- 議案第 5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ  
いて
- 議案第 6号 田上町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例  
に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めること  
について
- 議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について中  
第1表 歳入  
第1表 歳出の内
- 1 款 議会費
  - 2 款 総務費（1項、4項、6項）
  - 5 款 労働費
  - 6 款 農林水産業費
  - 7 款 商工費
  - 8 款 土木費
  - 9 款 消防費
  - 11 款 公債費
  - 13 款 災害復旧費
- 第2表 繰越明許費補正の内
- 6 款 農林水産業費
  - 8 款 土木費
- 第3表 地方債補正
- 議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定につい

て

議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第20号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について

請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願について

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、これより総務産経常任委員会付託案件審査を開会したいというふうに思います。

今日は、付託案件審査も議案数も大分多くなっております。また、議案審査の後、採決していただいて、請願審査の前に教育委員会のほうから新型コロナウイルス関係の件で報告があるというふうになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

会派代表の方は、また付託案件審査終了後、会派代表者会議等も予定されているということです。皆さんのほうもそういったところを踏まえていただきながら、活発なご議論をいただけるとありがたいなというふうに思います。

それでは、町長よりご挨拶お願ひいたします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。

辺り一面真っ白に覆われていた雪なのですけれども、すっかり消えまして、今度こそ本当に春が近づいているというか、春なのだというふうな感じがするわけですが、そんな春を迎える中で、気持ちも少し明るい気持ちで家へ帰りますと、テレビのスイッチを入れると流れてくるのはウクライナの惨状です。何か急に気持ちも落ち込むというのですか、憂鬱な気分になってしまう毎日です。物を言えぬ国、物を言わせぬ国のリーダーの恐ろしさをまざまざと見せつけられているという現状でもあります。圧倒的に強い国が弱い国を武力でねじ伏せるという、21世紀に地球上でこんなことがあっていいのかと本当に憤りを覚える毎日であります。一日も早くウクライナから撤退をして、普通の日常に戻れる日を願わずにはおられません。

今日は、総務産経常任委員会ということで付託案件かなりございますが、よろしくひとつご審議のほどお願ひ申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

本日、三條新聞社、そして品田議員、中野議員より傍聴の申出をいただいておりますので、許可をしております。

それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第1号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中、第1表、歳入、承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について中、

第1表、歳入、承認第3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について中、第1表、歳入、承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第6号 田上町個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、議案第9号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについて、議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項、4項、6項）、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、13款災害復旧費、第2表、繰越明許費補正のうち、6款農林水産業費、8款土木費、第3表、地方債補正、議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について、議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第20号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について、そして請願第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願について、以上となっております。

これより議事に入ります。承認第1号について議題といたします。執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めましておはようございます。

それでは、承認第1号ということですので、議案書の4ページをお願いいたします。専決処分の報告ということでございます。めくっていただきまして、議案書の5ページ、令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号）、これにつきまして令和4年1月12日付けで専決をお願いしたものでございます。

この内容については、1月12日の全員協議会のほうで説明をさせていただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の関係の経費の専決をお願いするものでございます。

議案書6ページでございます。令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,490万6,000円の追加をお願いをし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,371万円とする内容でございます。

す。

歳入だけになりますので、議案書の12ページをお願いいたします。歳入です。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、2節新型コロナウイルス対策事業補助金でございます。1億1,067万9,000円でございます。まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、56万5,000円を追加するものでございます。これは、中学校の修学旅行のキャンセルということで計上しております。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金でございます。こちらにつきましては、住民税非課税世帯への臨時特別給付金ということで、事業費対象世帯としては1,070世帯に10万円という部分と。事務費として311万4,000円ということで、合計いたしますと1億1,011万4,000円を追加するものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金、今回財源が不足する部分については繰越金から422万7,000円を追加でお願いするといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。歳入だけです。よろしいでしょうか。

ないようですので、承認第1号に対する質疑は終了します。

続いて、承認第2号を議題といたします。執行の説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書15ページ、承認第2号、同じく専決処分の報告でございます。議案書の16ページ、専決処分書ということで、令和3年度田上町一般会計補正予算（第11号）につきまして、令和4年1月21日付けで専決をお願いするものでございます。

この内容につきましては、県のまん延防止等重点措置に伴いまして、時短営業に協力した商店等への協力金等を専決するといった内容でございます。

議案書17ページをお願いいたします。令和3年度田上町一般会計補正予算（第11号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,069万4,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,440万4,000円とする内容でございます。

それでは、歳入、22ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、8,069万4,000円を追加でお願いするものでございます。こちらにつきましては、県からの通知に基づきまして、協力金として7,911万2,000円、事務費として158万

2,000円、これらを追加でお願いするといった内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第2号に対する質疑は終了いたします。

続いて、承認第3号を議題といたします。説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書24ページになります。承認第3号、専決処分の報告ということで、めくっていただきまして25ページです。専決処分書ということで、令和3年度田上町一般会計補正予算（第12号）につきまして、令和4年2月14日付けで専決処分をお願いするものでございます。

先ほどの承認第2号と同様、今度は県のまん延防止等が延長されたことに伴いまして、それらに係る経費をお願いするものでございます。

議案書26ページです。令和3年度田上町一般会計補正予算（第12号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,466万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,906万8,000円とする内容でございます。

それでは、歳入が32ページになります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、5,466万4,000円の追加をお願いするものでございます。こちら承認第2号同様、県からの通知で協力金として5,359万2,000円、事務費として107万2,000円を追加でお願いするという内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第3号に対する質疑は終了いたします。

続いて、承認第4号を議題といたします。執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の34ページになります。承認第4号になります。議案書35ページお願いいたします。専決処分書ということで、令和3年度田上町一般会計補正予算（第13号）について、令和4年2月18日付けで専決処分をお願いするものでございまして、こちらにつきましては2月17日から18日にかけての寒波の到来に伴いまして、除雪経費が不足するということで専決処分をお願いしたものでござ



います。

議案書36ページでございます。令和3年度田上町一般会計補正予算（第13号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,225万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,132万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳入は41ページをお願いいたします。今回歳入といたしましては、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金ということで931万3,000円。

20款繰越金、1項1目繰越金1,294万4,000円ということで、今回繰越金をこちらのほうで全額充当し、不足する部分を財政調整基金のほうから対応して歳入予算を計上しているところでございます。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、歳出のほうを説明させていただきます。議案書42ページお願いいたします。今般、今ほど総務課長よりお話ありましたが、2月17日、それから18日の降雪に伴う除雪経費の増額ということでお願いさせていただきました。8款土木費、1項道路橋梁費、3目除雪対策費2,225万7,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、3節職員手当等で20万7,000円の増額、こちらにつきましては、職員の時間外手当ということで道路パトロール、それから苦情対応等の時間外の勤務手当のほうを計上させていただいております。それから、10節需用費の中で燃料費ということで5万円、こちらは道路パトロールのガソリン代ということです。その下、光熱水費200万円、この200万円につきましては、年末年始に大分気温が下がりました、道路の凍結が目立つようになりました。それで、町道部分の消雪パイプを伏せている坂道、それらにつきましては凍結防止ということで消雪パイプのほうを流させていただきました。それらに伴う電気料ということで200万円の追加をお願いするものでございます。それから、12節委託料、こちら除雪委託料の関係になりますけれども、2,000万円の追加をお願いするものであります。

皆様のお手元のほうに、本日、地域整備課の資料ナンバー1ということでA3の横判の除雪の関係を記載しました資料をご用意させていただきましたので、それらを御覧いただきたいと思います。最初に、除雪の実施体制ということでそれぞれ除雪延長、それから出動の、10センチの降雪をめぐりに実施ということで記載させていただいておりますが、2番のところでは除雪実施状況を記載しております。今日までの間で除雪を実施しましたのが、今シーズン12月19日が一番最初の除雪でありました。一斉除雪、早朝、日中合わせまして全部で7回、それから部分除雪で2回、歩

道除雪につきましては早朝、日中合わせて6回、それから排雪作業については2月17日以降、2月いっぱいまでの間で町内の全域、それから公共施設の駐車場等のほうを実施させていただいております。その下の降雪量の状況ということですが、12月さほど降りませんでしたけれども、2月の降雪の合計で137センチ、今日までの間で合計で247センチということになってございます。

参考としまして、右側のほうに昨年度までの間の降雪合計を記載してございますので、御覧いただきたいと思っております。一番多かった日が、右側の日ごとの表になっている部分がありますけれども、そちらの下のほう、2月17日の木曜日になります。降雪量が48センチ、積雪で53センチということで記録してございます。左側のほうに戻っていただきまして、4番、専決予算ということで、今ほど説明させていただきました予算の増額をお願いしたものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、承認第4号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書が53ページお願いいたします。議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ということでお願いいたします。この内容なのですが、私有車を使用した場合の旅費ということで、この辺、職員の絡みと関係しまして、令和元年12月に旅費等の条例の改正をさせていただいたところではございましたが、大変申し訳ございませんでした。ここの部分、改正漏れがありまして、今回改正をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

内容につきましては、54ページの次の資料ナンバー8を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表のところでは車賃1キロメートルにつき50円という部分、これを1キロメートル当たり20円ということで改めるとということで、もともと車賃的な部分は運用していなかったということで、令和元年12月にその部分を改めさせていただいて、県の状況等を含めた中で20円に改正をさせていただいたという内容ではございましたが、先ほど申し上げたとおり改正漏れがございまして、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。

それでは、金額の関係でございます。当然50円が1キロメートル20円に下がるのは別に問題ないのですけれども、それで50円に設定されたときの時期はいつ頃でしたか。

総務課長（鈴木和弘君） すみません、今分かりませんが、かなり前、この条例が昭和51年に出来上がっていますから、その辺りではないのかなというふうに思います。すみません。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第5号に対する質疑は終了いたします。

議案第6号を議題といたします。執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の55ページをお願いいたします。議案第6号です。田上町個人情報保護条例の一部改正ということでございますが、こちらにつきましては、国のほうで個人情報の関係なのですが、個人情報の保護に関する法律というのが個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法というこの3つの法律で今までずっと運用していたという中で、今回民間だろうが、行政だろうが、そういう部分でいろいろこういう個人情報を使っていく中で、3つに分けていくよりも一本に整理をしようということで国のほうで法律の改正がありました。その関係で、一本になった関係で今回町の個人情報保護条例の部分、使っている法律がなくなった関係で改正をさせていただくというようなのが主な内容でございます。

それでは、56ページの裏の新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、今ほど申し上げましたとおり、旧のところの第2条第1項第6号のところの独立行政法人等の保有する個人情報の保護、これがなくなりましてというか、一本化するということで個人情報の保護に関する法律に一本化されるということでの改正。

同じく第49条第1項第1号につきましては、統計法のほうにもそれらの個人情報に関する部分の法律があるのですが、その第52条第1項のところは改正をされたということで、今回町で使っている統計法も併せて改正をするという部分。

第4項につきましても一本化されることに伴いまして、これが廃止をするということで、町の個人情報保護条例についても削除するといったのが主な内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号に対する質疑は終了いたします。

議案第7号を議題といたします。執行の説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の57ページをお願いいたします。議案第7号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても今回国の法律等の改正に伴いまして、取得できる在職期間の要件が廃止をされたということと。新たに環境整備に関する部分を明文化するよとということでの法律改正がございまして、町でもその部分の改正をさせていただくのが主な内容でございます。

それでは、58ページの裏の新旧対照表をお願いをいたします。資料ナンバー11でございしますが、旧のところでは育児休業等ができない職員ということで、第2条のところには第1項第3号のアの（ア）の旧であれば、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であるという条件が今までございましたけれども、これが廃止をされたということになります。こういう条件が不要になってきたと。

同じく資料ナンバー12ですが、第20条のところは部分休業、これにつきましても同じような形で改正をし、1年以上という部分、こういった部分が廃止をされるという内容でございます。

それから、めくっていただいて、資料ナンバー13ということで勤務環境の整備に関する措置ということで、これらについて明文化するということで、今までも相談は総務課のほうで受けたりはして、どういうふうな形ですかということになったので、それなりのことを実施はしておりましたけれども、今回これを条例のところでは明文化するということよとことよ、新たにこの部分を追加をさせていただくといった内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、国の法律改定ということで在職期間が1年以上の条件を廃止したものということで、1年未満であっても育児休業ができるのだというふうによ受け止めていたのですが、この条例を見ると育児休業ができない職員ということに

なっているのです。私の解釈は実際には間違っているのではないかというふうに思ったのです。この点いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。高橋委員が言うように、育児休業等ができない職員という第2条があって、読んでいくといずれかに該当……いずれにも……

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） ごめんなさい。第3号が次のいずれかに該当する非常勤職員以外、分かりにくいのですけれども、ここにあるのに該当しない人みたいな意味なので、何か分かりにくいのかもかもしれませんけれども、内容的にはここに該当しない人が書かれているような、どう言えばいいのかな。

13番（高橋秀昌君） 意味分からない。もっと分かるように説明して。普通は、普通の解釈というのは、育児休業ができない職員は以下の者だよという理解するわけにはないですか。私もそう思って読んでいたら、あれ、この前の説明と中身が違う、この基準としていることが違うのではないかというふうに疑問になった。だから、誰もができるだけ分かる条例をつくとすれば、育児休業ができない者についてはきちんと規定をすると。それから育児休業が可とする者についてもきちんと規定をすることで初めて、あっ、そういうことなのだなと分かるが、私が読んでみて、育児休業ができない職員と書いておいて、これまでのが撤回されましたとなると、1年以上の人もできないけれども、1年以下の人もできないのかと受け止めてしまうのだが、恐らくこの解釈、私の解釈間違っているのではないかと思うのだが、そういう点ではどうなのでしょう。

そして、もう一つ今ほど私が訴えたように、もっと分かりやすい条例制定をするということが基本ではないかと思うのです。わざわざ難しくして分かりにくくする必要はないのだよということで指摘をしておきたいのですが、まず私の解釈が間違っているということを明確に指摘をしてもらいたいということと。できるだけ分かる条例に変えるということについても確認をしておきたいのですが、いかがでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） 私もうまく説明ができませんので、補佐が代わって説明します。すみません。

総務課長補佐（中野貴行君） すみません、ここの説明になりますが、大変分かりづらくて申し訳ないのですけれども、そもそも第2条は何が書かれているかと申しますと、見出しのとおり、育児休業ができない職員ということで、第2条にあるとおり、育児休業法第2条第1項で、法律で育児休業できない職員を条例で定めるというよ

うなことで規定がされているのです。それで、ではここには育児休業できない人を定めないといけないのですが、ここは二重否定で大変この第3号の部分が分かりづらいのですが、できない職員は、この第3号、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員、以外の職員はできないということになりますので、逆に言うと、ここに書いている職員はできるというようなもの、非常に二重否定で分かりづらいのですけれども、一応法律ができない職員を条例で決めろというふうな形になっているものですから、どうも分かりづらいのですが、二重否定で、ここに書いているのが逆に言うことができるというふうな解釈になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

13番（高橋秀昌君） という説明を受けてようやくそう読むかと思うようになるわけです。私は、法律でできない職員を規定しろという法がある以上、つくらなければ駄目なら、それやむを得ないことなのです。しかし、だったら田上町条例でできる職員を明示すれば全く問題ないわけです。そういうふう一般の住民が読んでも多分これ私も理解できなかったのだけれども、できるだけ分かりやすい条例制定をしていくということは、行政としての義務だと私は思うのです。そういう面で、行政マンでさえも、ううん、どうなのだろうと思って、もう一度読み返さないと分からないような条例は改めるべきだということを指摘しておきたいのですが、返答をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） すみません、私も高橋委員がおっしゃるように、説明しているとき、あれと思いつながら、正直なところ、それで今補佐から代わってもらいましたけれども、確かに高橋委員がおっしゃるとおりに分かるような形でということ、なるべくそういうことでできるものはしていければと思いますけれども、結局国の法律を用いたりしてくると、その辺が今言った部分でできないのをまたできないみたいに、国がそういうふうになっている部分で、どうしても町で独自にできないものもあるのかもしれませんが、なるべく分かりやすくできるものはしていければと思います。

13番（高橋秀昌君） 今課長が答弁されたように、法律上では育児休業ができない職員を規定しなければ駄目だとなっているわけですから、これはこのままでもいいと思います。いや、書かざるを得ないのです。しかし、もう一方でその反対なのだというようなことを書く必要はないわけで、逆に育児休業ができる者として、1年未満の臨時採用した人もできるのですよと明示すればいい話なのです。指摘しているのは、全て直ちに換えなさいと言っているのではない。それでいったら、全ての条例

を見直して変えなさいではなくて、指摘されたところぐらいは変えてもらいたいというふうに思うのですが、いかがでしょう。ぜひやってもらいたいということで、検討課題としてやってください。

総務課長（鈴木和弘君） 少し研究をさせていただきます。町で条例ができるかどうかを含めて。

総務産経常任委員長（今井幸代君） これ町の職員の皆さんに対する育休の条例になってくるので、職員の皆さんに対する通知というか、周知に関しては分かりやすい形でなされるものなのだろうというふうに推定はしているのですが、そういうふうな理解でよろしいですよ。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど申し上げましたとおり、今までも総務課で窓口になってやっておりますので、これも引き続きこういう部分も改正されましたので、しっかり周知なりしていきたいと思えます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第7号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第8号を議題といたします。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めまして、おはようございます。

議案書のほう、59ページになります。議案第8号 田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例の一部改正につきましては、国の法律等の改正に伴いまして、今回一部改正をお願いするものであります。

その国の法律でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ということで、通称、地域未来投資促進法という法律でございますが、こちらの法律につきましては、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域へ高い経済波及効果を及ぼす事業に取り組む企業を支援するというような概要の法律でございます。そちらのほうの法律の中に、新たに条文、15条が追加されたことによりまして、以下、条の繰下げが必要になったということ。それからこの法律の中に固定資産税の課税免除についてうたわれておりますが、そちらのその対象となる施設の設置時期というのが基本計画の同意日から起算して5年以内というふうに今までしてございました。それが基本計画の同意日から令和5年の3月31日までとする省令の一部改正が行われたことから、省令に準じまして、定める規定の整備を行うということでございます。

先ほど申し上げました5年以内というものでございますが、田上町の場合につき

ましては、国から平成29年12月22日の日に同意を受けておりました。そこで起算しますと、平成34年12月22日、要は令和4年の12月22日までがその期限となっておりますが、今回の一部改正によりまして、3か月程度でございますが、延長するという形になりましたので、そのような形で承知だけしていただきたいというふうに思います。

改正の概要は以上でございますが、資料ナンバー14のほうを御覧いただきたいと思います。改正したところでございますが、固定資産税の課税免除ということで第2条、上から3番目でございますが、「起算して5年以内」というのを「令和5年3月31日まで」、以下、こちらに下線が引いてありますが、それぞれ「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」にということでこのたび改正をさせていただきたいというものでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） そこで伺いたいのですが、田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税を免除するというか、引き下げる中身なのだが、田上町においてこうした企業あるいはグループの現状と、あるいは見込みという点ではいかがなのですか。対象があり得るということ。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のところ、この法律、国から田上町のほうで新潟県と一緒に基本計画というのを策定しておるのですが、地域経済牽引事業計画というのを作っている事業所が田上町の中では3事業者あります。それは既に事業計画の承認を受けておるのですが、この3事業者につきましては、固定資産税の減免の関係については、既にこちらの条例に基づく固定資産税の減免ではなくて、本田上工業団地のほうの減免とかもありますので、そちらのほうの手続が先でございましたので、そちらのほうで既に固定資産税の減免を受けているという状況。それから、あとそれが2社ありまして、1社につきましては今のところ、地域経済牽引事業計画の承認は受けておりますが、まだ特別固定資産税の減免という形についての申請は上がってきてはおりません。一応町内では3社認定されているというところでございます。

以上です。

13番（高橋秀昌君） けん引事業の申請をして認定されているのが3社いて、そのうち2社は既にその法律に基づいた減免ではなくて、本田上工業団地に誘致したという



ことでの減免なので、ダブった減免はないのだよという理解の仕方でいいでしょうか。

それから、できれば3業者について会社名を明らかにしてもらいたい。別に個人情報にならないでしょう、これ。

産業振興課長（佐藤 正君） おっしゃるとおりで、こちらのほうの条例に基づく固定資産税の減免と、それと本田上工業団地の進出に伴う固定資産税の減免と両方ありますが、基本的には本田上工業団地のほうの固定資産税の減免のほうを優先するという形になっておりますので、そちらのほうで減免措置されているということでございますし、先ほど3社の関係につきましては県のホームページのほうに載っておりますので申し上げます。田上化工、それからレーザーテクノ、それから丸一鋼販ということの3社でございます。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終了いたします。

議案第9号を議題といたします。執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書61ページのほうをお願いいたします。

議案第9号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正についてということでございますが、町の道路占用料の徴収条例につきましては、国、県の法律、条例に基づいて策定してございます。それで、今般お願いいたしますのは国の道路法の改正によりまして、道路占用の許可の中に自動運行補助施設というものが足されたことによるものでございます。それで、自動運行補助施設というのは、では何かと申しますと、自動運転をする際の電磁誘導線、それから磁気マーカを道路上に埋めるということになってございます。これらの整備につきましては、まだ町道部分には恐らく整備はされないと思えます。大体が高速道路とか、大きな都市計画道路等に整備されるものであろうかと思えますが、準則ということで条例改正のほうをお願いさせていただきました。

それで、62ページのほうを御覧いただきたいのですが、表が上と下にございますが、上のほうは法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設ということで、これ1つの道路占用料の指定でございましたが、それが下の段に改正されまして、第3号に掲げる施設として自動運行補助施設、それから既存のその他のものということで大きく2つに分けますし、また第4号に掲げる施設ということでそれらを改めて分けしたものでございます。この第3号に掲げる施設とは何かと申しますと、

今までは鉄道、軌道、その他これらに類する施設ということで規定されてございました。具体例を申し上げますと、電車や路面電車、それからモノレールの類いの整備になりますが、そこに先ほど申しました自動運行補助施設ということで電磁誘導線、磁気マーカの埋設の占用料が追加されたことによるものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 県が示した条例に合わせるということについては、特別異論はないのだけでも、田上町の町道に設置するなんて、あと何年も先の話だと思うのですが、これ今からこういう条例改定をしなければならぬというあたりがどうも私自身が理解できないのです。まだ自動運転自体が実用化の段階に入っていないわけで、部分的に実用化されても、それは大都市とか一定の場所しかないのに、こんな田舎での自動運転の装置を直ちにつけるといふことではないのではないかと思うのだが、この点ではいかがなのでしょう。

地域整備課長（時田雅之君） おっしゃるとおりでございます。

ただ、今後国、それから県の道路占用料の改定を行った際に条ずれ等が出てきますと、改正しづらいということで、整備の予定はしばらくはないとは思いますが、そういう観点から合わさせていただいたということでございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号に対する質疑は終了いたします。

議案第11号を議題といたします。執行の説明を求めます。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、議案の第11号であります。議案書65ページになります。議案第11号 第6次田上町総合計画 基本構想及び前期基本計画を定めることについてであります。

この第6次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に当たりましては、令和2年度から令和3年度にかけて、2か年にわたって策定作業を行ってきました。町内での策定委員会、または総合計画審議会も5回開催をしまして、内容について審議をしていただきました。その間、町民アンケート、まちづくりワークショップ、町長との座談会、または町民懇談会を開催いたしまして、皆様からご意見をいただきましたところでございます。また、全員協議会におきましてもご提案させていただきまして、議会からもご意見、ご提案をいただき、その反映に努めてまいりました。

まず、別冊で今回皆様のほうに改めてお配りをさせていただきました。そちらの

ほうは、既に2月の全員協議会においてもご説明をさせていただいておりますが、まず1ページ目からは基本構想が掲げてあります。その中には、まちづくりの理念、町の将来像、まちづくりのテーマ等を含めまして、時代の潮流、まちづくりの課題を記載をしまして、その課題を解決し、将来像の実現に向けて取り組んでいく分野別目標と施策の方向を設定をしておるところでございます。

21ページからは前期基本計画ということで、基本構想の実現に向けて分野別の取り組みを示しております。

116ページになりますけれども、重点プロジェクトとして4つのプロジェクトを策定をいたしまして、これらの項目に関して重点的に取り組みを進めてまいります。

118ページでございますけれども、この計画の推進体制を記載しまして、進捗管理、評価等を行い、次年度以降の改善につなげていくというふうな形でございます。

123ページからというふうな形でございますが、こちらは計画の策定の体制、策定過程、総合計画審議会への諮問書、または総合計画審議会からの答申書等を掲載をさせていただいております。

このような過程を経まして、去る1月19日に総合計画審議会におきまして答申をいただき、今回3月議会においてご提案をしたいところでございます。

私のほうから説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第11号に対する質疑は終了いたします。

ここで暫時休憩したいと思います。

午前 9時52分 休 憩

---

午前10時09分 再 開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第14号を議題といたします。執行の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の68ページをお願いいたします。議案第14号令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,892万6,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,025万1,000円とする内容でございます。あわせまして今回、国の補正絡みもございまして、第2表として繰越明許費の補正、それから地方債の補正

ということで、お願いをするところでございます。

それでは、歳入でございますが、今回年度末に至りまして、事業がほぼ確定あるいは確定見込みということで、歳入歳出それぞれ、歳入であれば交付決定あるいは交付決定見込みで計上しておりますし、歳出はその部分で増減整理をさせていただいておりますので、金額の大きいものを中心に説明をさせていただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、78ページでございます。1款町税、4項町たばこ税、1目町たばこ税ですが、今回872万9,000円ということで増額をさせていただいております。こちらにつきましては、その道の駅のローソンが併設された部分の影響が非常に大きいのかなと思うのですが、売上本数が予算作成時よりも今の見込みですと、151万本ほど増えているというような状況でございます。あわせまして、令和3年の10月から税率が上がったと、1,000本当たり6,552円ということで、こちらの改正があったことに伴いまして、872万9,000円ということで増額をさせていただいているところでございます。

続きまして、1款5項入湯税、1目入湯税でございます。830万8,000円の減でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染の影響もございまして、予算作成時よりかなり人数が減ってきているということで、湯田上温泉では予算との比較では4万人減、湯っ多里館では1万5,300人ほど減という形に伴う部分の減額でございます。

あと2款地方譲与税については、それぞれ決定見込みでございます。

79ページの7款1項1目地方消費税交付金につきましては、これは交付決定ということで、計上させていただいているところでございます。

めくっていただきまして、大きい部分でいいますと、11款地方交付税、1項1目地方交付税で、今回3億2,793万8,000円ということで非常に金額も多くなっております。内容として、普通交付税が3億3,593万8,000円ということで、当初予算と比較するとそれだけ増えてきているという部分でございます。内容といたしましては、当初決定分と比較をいたしますと、2億3,400万円ほど増えています。この時点でも、令和3年度から新たに国勢調査の人口を用いるというようなことがありましたので、その人口で置き換え、通常であるといきなり落とすことはないということで段階的に補正を組むのですけれども、その率が見えなかったという部分。あと細かな部分でいうと、社会福祉費の関係ですと、障がい児の受入れ人数、これ4月1日が基準なのですが、その人数が増えたとか。あとは高齢者保健福祉ですと、介護給

付費とか、そういった部分の繰出金、そういった部分が影響してきているという部分と。新たに費目として追加された部分がかかなり増えてきたということで、当初の段階から予算計上した時点で、2億3,400万円ということで非常に大きな差が出たと。先ほど言ったように、なかなか人口が変わるという中で、どういうふうな推移をしていくかということで、少しそういう部分がかかなり大きな差になったのかなという部分があります。

それに合わせまして、これ以外にも令和3年度の補正予算ということで国のほうで措置をされました。国税のほうが非常に好調だということで、交付税の原資である国税5税が非常に金額が増えているという部分。それから令和2年度も国税の決算でいうとかかなり増えたということで、その部分で当初の決定で調整額という計算式があるのです。基準財政需要額から収入額を引いて、そこから臨財債を引いて、それから全体的な予算の中で、それぞれの市町村でどの程度かという予算が国にはありますので、調整する金額があるのですが、要するに減額するのですが、それが復活された部分が、これ200万円ぐらいなのですが、それ以外に臨時財政対策債償還基金費というのが新たに補正で組まれました。これが5,000万円ほどあります。国のほうが償還費ですから、令和3年度に借り入れた分をその全額ではないのですけれども、それを基金費償還に充てるために措置したのが5,000万円ほどあるのです。正式には4,698万8,000円なのですが、そういう措置が交付税上されました。それが本来であれば基金をつかって翌年度以降の償還に充てるべきものかとも思ったのですが、国や県に確認したら、令和3年度に借り入れる分と相殺しても構わないということでしたので、交付税上はここ増額してありますけれども、臨財債はその分を減額をさせていただいております。例年よりはその交付税、国の国税等は調子が、景気がいいのかどうか、そういう部分を踏まえた中で、交付税が非常に増えてきているというか、例年にない状況でございます。

それから、特別交付税につきましては、デマンド交通あるいは地域おこし協力隊の分を見込んだ中で、デマンド交通は減額をしておりますので、歳出でそれに見合う分の特交も落としてあります。

それから、それ以外でいくと、13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金につきましては、保育所保育料についてもこの額が当初見込んでいたよりも確定したことによって、これは減額をするといった内容でございます。

それから、めくっていただきまして82ページです。15款国庫支出金ということで、それぞれ冒頭申し上げました交付決定見込みということで歳出等の減額をしております。

ますが、それに見合う分で落としてあります。

15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金409万9,000円。説明欄の社会保障・税番号制度システム整備補助金ということで、489万9,000円なのですが、これは住基の絡みでのシステムを改修するということで、これは国の補正絡みということで、この金額については繰越明許ということで、令和4年度に実施をするという予定になってございます。

それから、15款2項2目民生費国庫補助金のうちの2節児童福祉費補助金ですが、一番下の保育士等処遇改善臨時特例交付金というのがございます。これ先般の総務産経常任委員会の所管事務調査のほうで、報告をさせていただきました保育士等の処遇改善、国のほうがそれを措置した場合、市町村で実施した場合、この2月から10月分までについては、国が補助金として10分の10補助すると。それ以降については交付税ですということで、町といたしましては会計年度任用職員について、それらに対応していきたいと。あわせて、教育委員会の管轄になりますけれども、ルーテル幼稚園の分、それからこれ区分ごとに施設の規模によってそれぞれあるのですが、つくしルーム分ということで、それらについても対応していくということで、こちらの53万7,000円はこの2月、3月分の金額になります。ちなみにルーテル幼稚園分で22万4,000円、それからつくしルームで12万8,000円、幼稚園の関係では18万6,000円になりますが、そういう形で交付金を受けて対応していくというような内容でございます。

それから、15款2項3目衛生費国庫補助金、2節新型コロナウイルス対策事業補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金ということで、ワクチンの関係、何度か補正等をさせていただいた中で、今回整理をした上で歳入を計上するといった内容でございますし、その下の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金につきましては、それぞれ対象者のある程度見込みが立ったということで減額をするという内容でございます。

83ページ、15款2項5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金ですが、社会资本整備総合交付金、これの一部ですが、これも国の補正予算に対応するというところで、保明・後藤線の路肩拡幅ということで586万8,000円。これについては、令和4年度へ繰越しをするという内容でございます。

それでは、めくっていただきまして84ページです。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ですが、1,889万3,000円の減額になってございますが、これは令和3年9月に新潟県が特別

警報を実施した際の時短営業協力者の協力金、この額が確定した部分で今回減額をするという内容でございます。

それから、85ページになります。18款寄附金、1項2目指定寄附金1,091万4,000円を増額をしておりますが、この内訳としては、ふるさと応援寄附金ということで、1,078万4,000円を増額をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、86ページでございますが、19款繰入金、1項特別会計繰入金ということで、それぞれ特別会計のほうで令和2年度の精算等をした上で、今回繰入れをしているところでございます。

19款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、先ほどの交付税等、かなり金額が来たということで、今回財政調整基金の繰入金をゼロとさせていただいたところでございます。

それから、87ページの町債の関係になりますけれども、22款町債、1項町債でございますが、それぞれ事業費等の確定に伴いまして、借入額を整理をしているところでございます。

2目農林水産業債につきましては、土地改良事業債ということで1,580万円。公共事業等債、それから防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで、こちらにつきましても国の補正予算に伴いまして、県営事業が繰越しをするということでこれに関係する部分、県営圃場整備の負担金、それから県営ストックマネジメントということで、それらに関係する部分を起債の借入れが可能だということで、今回計上しております。これについても繰越しの財源という形になります。

それから、3目土木債でございますが、1節道路整備事業債410万円の減額でございます。地方道路等整備事業債790万円の減額でございますが、今回は先ほど言ったとおり交付税がかなり増えたということで、当初予算の段階で道路の関係の起債、これ全く交付税算入がない起債でございましたので、今回借入れをしないということで減額をさせていただいております。その下の公共事業等債ですが、これについては国の補正に伴う部分、先ほど申し上げました国の補正の予算に伴う補助残、それについて起債の対象にするという内容でございます。

それから、4目臨時財政対策債については4,698万8,000円の減額ですが、先ほど交付税のときにも説明をさせていただいたとおり、臨時財政対策償還基金費という部分、これを減額、そのまま借入れをしないという形で対応したいということで、その同額を減額をさせていただいたといった内容でございます。

歳入は以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、ページをめくっていただきまして、88ページから歳出になります。1款議会費、1項議会費、1目議会費になりますが、111万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうに移っていただきまして、8節、18節になりますが、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症拡大により、各種の会議、研修会等が中止になったことによって不要となるものでございます。12節委託料につきましては、実績見込みにより減額をするものでございます。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、それぞれ年度末に伴いまして不要になる部分の整理、冒頭申し上げた新型コロナウイルスの関係で事業ができなかったのを含めまして、整理をさせていただいたところでございます。

それから、89ページですが、3目財産管理費、この中の基金積立金ということで、今回財政調整基金のほうに積立てをさせていただきまして。そこにあります3億5,673万円、歳入では繰入れも減額をしてゼロにさせていただきましたので、令和3年度末残高見込みにつきましては、13億2,100万円程度になる予定でございます。

それから、4目交通安全対策費については、新型コロナウイルスの関係等もございまして、なかなか事業ができなかったという部分で、整理をさせていただいたといった内容でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、議案書90ページになります。7目企画費でございます。企画事業といたしまして、165万1,000円の追加をお願いするものでございます。1節報酬につきましては、総合計画審議会、または総合戦略策定会議委員の報酬でございますが、開催する見込みが今後ないものですから、予算の整理をさせていただいたというふうな形でございます。7節報償費でございます。こちらはふるさと応援寄附金記念品ということで、25万5,000円の追加をお願いするものでございます。こちらふるさと納税のほうが多く皆さん寄附していただいているというふうな形もあります。こちらのほうは湯田上温泉、またはゴルフ場等を利用した場合、補助券を利用した場合、こちらからお支払いする金額ですが、利用件数が多くなっているというふうな形で不足が見込まれますので、追加をお願いしたいという形でございます。8節旅費に関しましては、費用弁償、先ほども言いました総合計画審議会での費用弁償が今後開催見込みがないため、不要となる見込みでございます。12節委託料でございます。ふるさと応援寄附金事業支援業務委託料といた



しまして、160万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。ふるさと応援寄附金のほうが多くなってきているというふうな形で、業務量も多くなっているというふうな形で追加をお願いするというものでございます。13節使用料及び賃借料13万2,000円の追加でございます。こちらも同様、インターネットサービス使用料に不足が見込まれるため、今後の執行残を計算した中で、不足する分の増額をお願いしたいという内容でございます。

続きまして、8目地域づくり推進事業費でございます。128万9,000円の減額でございます。こちら成増地区児童交流事業、またはふるさと田上会交流事業。成増地区交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして事業等が中止になったため、こちらのほうを減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして、92ページになります。10目少子化・定住対策費ということで、補正額160万円の減額でございます。こちら説明欄のほうにありますとおり、移住支援金ということで、こちらのほう東京圏からの移住者に対しての国の制度で移住支援金を支払っておりますが、今年度支払い見込みがないというふうな形でございますので、その分を減額するという内容でございます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、93ページです。2款4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費でございますが、10月に実施をした選挙のそれぞれ整理をさせていただいたといった内容でございます。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、ページはぐっていただきまして、94ページになります。6項1目監査委員費15万7,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても旅費の関係になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、研修が中止になったことによって不要となるものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、飛びまして104ページのほうを御覧いただきたいと思います。104ページの下段のほうでございますが、5款1項1目労働諸費1,379万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうをお願いします。雇用その他事業ということで、1,379万円の減額をお願いするものであります。こちらのほうの関係につきましては、コロナ禍で公共交通のほうの会議のほうは2回実施してはしましたが、2回しか実施のほうは今していませんので、それらに関する経費の減額。それから、旅費のほうにつきましては視察のほう、県外視察も一応予定はしてはしましたが、コロナ禍でできませんでしたので、減額。それから、その下の地方バス路線対策補助金につきましては、これは路線バスの補助金、新潟交

通観光バス株式会社の路線バスの補助の赤字分の補填ということで、毎年補助を出しているものでございますが、今回乗車率、特に加茂から湯っ多里館線、ここがメインのバス路線になりますが、そちらの乗車率のほうが減ったということで、その分の補助額が増えたということになっております。それから、その下の公共交通実証運行業務補助金ということで、1,400万円の減額がございます。こちらのほうは、基本町の負担分につきましては、デマンド交通の関係でメーターの運賃から皆さん、利用していただいた方からの運賃、それから事務費をプラスした形で町が今のところ公共交通の業務の補助金ということで負担しているものでございますが、町のほうでは1月までの利用の数が大体32人ほどの利用でございました。2月からバス停を増やしたりしましたところ、1月の利用の約倍、72人ほどの利用がありました。2月は18日の稼働でございましたので、これからもっともっと増えていくかと思いますが、今年度の見込みを500人から700人ぐらい予算の中で見込んでおりましたので、不要となる1,400万円について減額をさせていただいたものであります。

続きまして、6款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会事業につきましては、67万円の減額でございます。こちらにつきましても先ほど申しあげました新型コロナウイルスの関係等で実施する事業等が中止、それから研修、会議等も中止になったことから、減額をさせていただいたものでございます。

それから、2目農業総務費につきましては、51万円の減額をお願いするものでございます。農業総務事業ということで、産業まつりの負担金につきましても、こちらは産業まつりを中止させていただきましたことから減額です。

それから、3目農業振興費でございますが、44万2,000円の減額でございます。こちらのほうにつきましても農業振興事業ということで、田上町農業推進連絡協議会負担金28万円につきましても、協議会事業活動が縮小したことによりまして28万円の減額をお願いするものであります。

それから、ページをはぐっていただきまして106ページになります。その他事業ということで、16万2,000円の減額をお願いするものであります。こちらのほうは、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金ということでございます。こちらのほうにつきましても、県の補助を活用しまして担い手の育成をしたいということでございましたが、このたび担い手といいますか、この補助金の申込みがおりませんでしたので、減額をさせていただくというものでございます。

それから、5目農地費につきましては、697万5,000円の増額をお願いするものであります。農地一般事業ということで、839万6,000円の増額をお願いするものであ

ります。先ほど総務課長から歳入で話がありましたとおり、18節負担金補助及び交付金につきましては県営圃場整備事業ということで、県の県営の事業、上横場地区、新津郷田上地区それぞれの圃場整備に係る、国の補正によりまして事業を進めたいということから1,083万1,000円の増額。それから、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金ということで、田上郷土地改良区の横場の排水機場の関係の設備等の改修に伴う負担金の増ということで、このたび上げさせていただいたものであります。それから、27節繰出金でございますが、743万5,000円の減額でございます。集落排水事業特別会計繰出金ということで、これにつきましては集落排水事業特別会計の中で説明をさせていただきます。

地域整備課長（時田雅之君） 続いて、国土調査事業になりますが、142万1,000円の減額をお願いするものでございますが、今年度、上吉田地区の一部の調査を行いまして、請負差額による不用額のほうを計上させていただいております。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、2項林業費、1目林業振興費であります。9万7,000円の減額をお願いするものでありまして、記念樹贈呈事業ということで9万7,000円の減額です。記念樹の対象者が見込みで見ていたよりも対象者が少なかったということに伴う減額でございます。

それから、続きまして2目林業整備費でございます。67万5,000円の減額をお願いするものでありまして、林業整備事業ということで、67万5,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、林道護摩堂線路肩復旧工事、それから林道橋修繕工事ということで、それぞれ事業確定に伴います執行残の減額ということでございます。

それから、続きまして7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費であります。156万1,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、商工業振興費ということで、工場設置奨励金156万1,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、令和元年に操業しております本田上工業団地の2社について、工場設置奨励金の支払いを行いまして、確定に伴います減額でございます。

それから、3目観光費であります。388万7,000円の減額をお願いするものであります。椿寿荘管理事業ということで14万8,000円。こちらにつきましては、仮設トイレの借り上げした部分の事業終了によります減額ということでございます。それから、護摩堂管理事業につきましては39万9,000円の減額です。駐車場白線補修工事ということで、こちらも請負差額による減額。ふれあい広場トイレ改修工事につ

きましては31万9,000円の減額です。トイレの洋式化、女子3か所の改修工事に伴います工事の確定による減額ということでございます。

1枚はぐっていただきまして、108ページになります。説明欄のほうですが、観光事業ということで、65万7,000円の減額でございます。報酬の関係は、夏まつりを中止させていただいたことから、報酬のほうを減額させていただきました。それから、各種協賛記念品ということで、こちらのほうもコロナ禍によりまして各イベントが中止となりましたことから、不用額を減額させていただいております。それから、18節負担金補助及び交付金については、22万7,000円の減額です。遠足のまち竹の子満喫ツアー補助金、YOU・遊ランドでやっている事業でございますが、こちらのほうは今回コロナ禍で中止。それから新潟県国際観光テーマ地区推進協議会負担金ということで、こちらのほうも新型コロナウイルスで事業ができないということから負担金の徴収はしないということでございますので、減額をさせていただきました。

続きまして、地域おこし協力隊活動事業でございますが、290万円の減額でございます。こちらにつきましては、現在地域おこし協力隊ということで、森澤、それから山口両協力隊が赴任しておりますが、山口協力隊につきましては昨年の12月に着任しましたことから、1年分、協力隊のほうの活動費等々を見ておりましたので、それに伴います減額ということでさせていただいたものであります。

続きまして、道の駅たがみ管理事業でございますが、21万7,000円の増額をお願いするものであります。10節需用費につきましては、光熱水費ということで、132万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、道の駅の物販スペース、ローソンの部分の電気料が当初の見込みより増えましたので、歳入のほうでも予算のほうを計上させていただいております。歳入は、先ほど171万8,000円、光熱水費のほうに諸収入で増額のほうをさせていただいておりますが、今回不足が見込まれる分ということで、光熱水費132万円の補正をお願いするものであります。続きまして、12節委託料でございますが、110万3,000円の減額をお願いするものであります。清掃業務委託料ということで100万円の減額。これにつきましては委託の関係の見直しということで、協同組合をお願いしていたものを地元の業者に変更したということで、その分100万円の減額ということになっておりますし、貯水槽の清掃業務委託料ということで、10万3,000円につきましては請負による執行残ということでございます。

説明は以上であります。

地域整備課長（時田雅之君） 続いて、議案書109ページのほうをお願いいたします。

土木費になりますけれども、土木費につきましては事業確定によりまして、請負差額による不用額のほうを計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、8款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費269万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。側溝改良工事事業で37万6,000円の減額、舗装補修工事事業で37万5,000円の減額、防護柵設置工事事業で38万9,000円の減額、消雪パイプ工事事業で28万円の減額、道路メンテナンス事業としまして、こちら委託料になりますけれども、橋梁点検の委託料ですが、92万4,000円の減額と。あとページはぐっていただきまして、110ページになりますけれども、工事請負費ということで、今度こちらが橋梁の修繕になります、35万4,000円の減額ということになってございます。

それと、4目道路新設改良費1,220万9,000円の増額をお願いするものでございますけれども、説明欄のほうをお願いいたします。道路改良工事事業としまして20万5,000円の減額。こちらにつきましては請負差額による不用額でございます。社会資本整備総合交付金事業としまして、1,241万4,000円の増額をお願いするものでございますが、こちら先ほど総務課長からお話ありましたけれども、国の補正の関係によりまして追加補正分を計上してございます。

実際には繰り越して令和4年度で事業をいたしますが、本日、皆様のお手元のほうにA4の横判で地域整備課資料のナンバー2ということで、計画平面図のほうをご用意させていただきました。今回補正で計上させていただきました工事場所につきましては、真っ赤な線が引いてあるところになります。繰越工事予定工区としまして延長110メートルを予定してございます。この工事が横場の排水機場まで続く予定になっておりまして、排水機場が終わりますと、次は旧児童館から後藤才歩橋のほうに向かいます、また拡幅の事業が続いていくわけですが、繰越工事を行いまして、排水機場までの残工事が大体延長で約65メートルということになる予定でございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、8款2項河川費、2目河川改良費34万円の減額をお願いするものでございますが、こちらにつきましても請負差額による不用額ということで、河川改良法面復旧工事事業としまして13万円の減額。河川改良浚渫工事事業としまして、21万円の減額ということになってございます。

111ページのほうをお願いいたします。8款土木費、3項都市計画費、3目下水

道対策費633万6,000円の減額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては下水道事業の繰出金の関係でありますので、下水道事業特別会計のほうでご説明させていただきます。

総務課長（鈴木和弘君）　続きまして、9款消防費、1項1日常備消防費550万2,000円の減ということで、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金で減額になっております。これは、消防衛生保育組合のほうで令和2年度の実績に伴いまして、これら令和3年度分の整理をする内容でございます。

2目非常備消防費410万2,000円の減ですが、主なものはめくっていただきまして、112ページの費用弁償の関係、新型コロナウイルスの関係で消防団の事業と活動等がほとんどできませんでしたので、それらの関係の経費が大きく不用額になって減額をさせていただいたところでございます。

4目防災費104万8,000円減額をさせていただいております。こちらも新型コロナウイルスの関係がございまして、防災対策事業ですと、フォローアップ研修を2回予定をしておったのですが、1回中止をさせていただいた分の不用額でございます。それから、防災対策その他事業ということで、こちらについても町で実施を予定をしておりました防災訓練、これについても新型コロナウイルスの関係でかなり事業を縮小した関係がございまして、それら不要になる経費を今回減額をさせていただいたところでございます。

それでは、議案書飛んでいただいて117ページをお願いいたします。11款公債費、1項公債費、1目元金です。115万7,000円の追加をお願いするものでございます。この内容といたしましては、利率見直しの償還があったということで、22節の借入れの臨財債、それから同じく22節の臨財債もそれぞれ借入れ先が違うのですが、その部分の利率の見直し等がございまして。この関係で当初1.1%だったものが0.04%ということで利率が変わりましたので、元利均等という形で計算して、元金、利子の金額が同じくなるような形になりますので、当然利率が下がれば利子が下がりますので、その関係で元金を増やさせて増額をさせていただくというようなものが内容でございます。

続きまして、2目利子でございまして、704万2,000円の減額でございます。今ほどの利率見直しのほか、令和3年度当初予算で令和2年度の借入れの予定利率については、毎回予算の段階では1%ということで見込んで予算を計上しているところでございますが、実際に借入れをすると、そこまでいかなかったという部分での利子の整理をさせていただいたといった内容でございます。

地域整備課長（時田雅之君） 続いて、13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、3目河川災害復旧費47万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。12節委託料ということで47万6,000円の減額であります。こちらにつきましては、8月23日の雨災害によります復旧費の設計委託を発注させていただきましたが、それらに伴う請負差額で不用額を計上したものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、2項農林水産業施設災害復旧費、1目林業施設災害復旧費でございますが、34万7,000円の減額をお願いするものであります。説明欄をお願いします。林業施設災害復旧事業ということで、34万7,000円の減額でございます。12節委託料の20万円の減額は、林道茗ヶ谷線実施測量設計業務委託料ということで、先ほど地域整備課長からも話がありましたとおり、8月23日の雨により災害が起きまして、それに伴います測量設計業務をお願いしましたが、事業確定に伴います不用額の減額ということでございます。

続きまして、1枚はぐっていただきまして118ページになります。14節工事請負費ということで、14万7,000円の減額をお願いするものであります。林道茗ヶ谷線災害復旧工事ということで、こちらのほうも事業確定に伴いまして、不用額の減額をさせていただくものでございます。

説明は以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書74ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正ということで追加でございます。今ほど歳出のほうで説明がありました6款農林水産業費、1目農業費、農地一般事業1,583万1,000円ということで、県営圃場整備、それからストックマネジメントの関係、これは繰越しをさせていただくという部分でございます。

8款土木費、1項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（改良）でございますが、これは保明・後藤線、これも繰越しをさせていただくということで1,241万4,000円でございます。

それから、75ページ、第3表、地方債補正ということで、土地改良事業、先ほど繰越明許費の農地一般事業、これにつきまして起債の借入れを行うということで、今回1,580万円増額をさせていただいたといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 産業振興課に伺いたいのですが、ページ数は出てこないのだけ

ども、デマンド交通の件で伺っておきたいのだけれども……

(106ページですの声あり)

13番(高橋秀昌君) 何ページだった。106か。

総務産経常任委員長(今井幸代君) 106ページです。105ページとかですか、5款。104、105。

13番(高橋秀昌君) デマンド交通で知りたい……これだよ、公共交通の関係。

総務産経常任委員長(今井幸代君) そうです。105ページの公共交通……

13番(高橋秀昌君) 伺いたいのですが、既決予算の2,600万円のうち、補正減額が1,300万円という半分も減額されているのです。初めての取り組みではあるのだけれども、始まる段階から様々な議論があったのだけれども、結局のところ、住民からはあまり評価されていなくてこういう数字になったのか。つまり率直に言えば失敗だったのかという、そもそもそちらはどう考えているのでしょうか。それともそういうのではないと、もっと別な理由なのだというふうな説明があるとすれば、具体的にその内容について示していただきたい。

産業振興課長(佐藤 正君) 確かに今回議員おっしゃるとおり、既決額に対しまして、約半分ぐらいの減額をしているということでもあります。デマンドの関係につきましても当初利用見込みがなかなか、当初の見込みは1日約800人ぐらいのたしか数字を見ていたかと思います。それで、どの程度の利用があるかということで、町のほうでも町民の皆さんに制度の説明だとか、そういったのも含めて周知をしていくということでございしましたが、なかなかコロナ禍で正直なところ十分な周知ができなかったという状況もありました。

そんな中で、4月1日から運行させていただいていたわけですが、毎月、割と30人ぐらいの利用でずっと低調でございました。ですが、この2月から、先ほども申し上げましたが、停留所も増やしたことで皆さんから相当毎日のようにお電話をいただいています。デマンドの関係、「全然知らなかったわ」という意見というか、電話もかなり多いです。「家まで迎えに来るんかね」というような話もあります。それで、正直町長もいろんな形で一般質問の答弁とかもしておりますが、周知不足だったという部分も正直あると思います。そういう形で、私どもこれから周知もそうですし、料金のほうの見直しも含めて皆さんから利用していただきたい、しやすいような環境づくりをしながら、この事業を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。確かに今回大きな額を減額させていただきまして、大変申し訳なかったと思っております。ただ、これからも皆さんからぜひ利用していただ



くためのいろいろな方策といいますか、計画につきましてはこれからいろいろと検討を進めながら行っていきたいというふうに考えているところでございます。回答になったかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（高橋秀昌君） 失敗だとは見ていないと。1つは、周知が極めて不足したのだと。それから2月から停留所を増やしたことや、住民からの様々な問合せや電話があつてそれなりに増えていると。それは今は言わなかつたけれども、さっきの話では1日72人、70人以上に増えているのだよと。最初は30人程度だつたけれども、70人、つまり倍以上に増えているのだよというような受け止め方でいいですか、どうですか。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません。今回800人と言つたのは1日800人ということでしたが……

（予定はねの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 予定は。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 1日ではないですよ。

産業振興課長（佐藤 正君） 1か月だつたか。すみません、勘違いしました。1か月でした、すみませんでした。私が、すみません、勘違いしました。1か月800人ということでしたが、結果として1か月30人ぐらいの利用でした。それで、この2月につきましては、1か月72人の利用ということで、1月が36人でしたので、倍の人数になりました。日数が、2月は平日だけの運行ですので、18日ということでしたので、2月は18日で72人の利用でしたので、正直町民の皆さんから内容を変えたことによる反響的な部分も少しあつたのかなと思うのですが、これからまたいろいろな形で町民の皆さんに分かりやすい説明だとか、分かりやすく制度をやっていく中で、利用のほうを伸ばしていければというふうに考えているところでございます。

13番（高橋秀昌君） 全国的にこういう自治体によるバス等、あるいは小型車による運行はずっと増えていることは前にもお話ししましたよね。私は、あまり最初注目していなかつたのですが、いろいろ調べていくと、私は以前にも言つたように、専任の係をつけないと、なかなかこの種のもの成功しないよというのが全国的な教訓なのです。田上町長としてみれば、専任の係長をつけるということはそれだけ人件費は増えるのだけれども、実際にそういうことをやらないと、どうしても行き詰まっていくというのが全国的な運行の中の一つの教訓として出てきているということは、もう文献なんかでも明らかなのです。だから、私は思い切って町長に専任の係長をつくってくれと、用意してくれと、お金出してくれと。つまり何のための専任

かといえば、その地域はみんな地域によって要求が違うわけです。一律にいかないというのが現実なわけ、こういうところは。田上は幸いにもそんなに広い面積はないのだけれども、しかし山手の人たちや、それから川通りの人たちによって要求がみんな様々なの。その様なものにどう応えていくかというのは、単純にただアンケートや何かだけではつかめないのです。だから、私は最初の段階から専任の係をつける必要があるよという指摘をしておいたのです。率直に言って、確かに増えていることは認めたいと思いますが、1か月800人が1か月幾らになったっけ。

(70人の声あり)

13番(高橋秀昌君) 70人というのは僅か1割しかないわけでしょう、増えていることは事実だとしても。そういう点では、もう少し腹を据えて取り組む必要があると思います。

私は、料金下げればいいではないかという単純な発想は間違いだと思っています。いかに地域の人たちの要求に応えられるシステム、運行の流れをどうつくるかということがポイントなのではないかと思いますので、ぜひ参考にして、文献もしっかりと勉強して、町長にもお金を出してくれと。あなたはお金を出せないのだから、町長がうんと言わない限りお金を出せないのだから、要求する、そういうこと強く求めたいと思いますが、いかがですか。

産業振興課長(佐藤 正君) ありがとうございます。一応私の中でもいろんな市町村のデマンド交通の実態、それから対応する中でどういう形で利用者を伸ばしているのかとかという部分も含めまして研究させていただく中で、皆さんから利用しやすい公共交通の仕組み、利用する方々のご意見も聞きながら、そういった体制つくってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

13番(高橋秀昌君) いいですか。もう今年の4月から始まって今年の4月で1年になるのです。昨日、今日始まったのではない。行政マンとしては、しっかりと目標を目指して頑張るといふ、こういう決意はどうしても必要なのです。もう1年半たっても、2年目になってもだらだらしているようだったら、悪いけれども、私が指摘したことがやられていないということにならざるを得ないので、少し肝に銘じて頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

(回答要らないのか。答弁もらってくださいの声あり)

13番(高橋秀昌君) もちろん。

総務産経常任委員長（今井幸代君） その決意を。

産業振興課長（佐藤 正君） 新年度に料金の見直しという部分も予定しておりますし、また、改めて私どものほうで周知不足であったという状況も十分感じております。したがって、住民の皆さんのほうに分かりやすくこの公共交通、「ゴマンド号」の話をする中で、もっともっと多くの方から利用していただけるよう努めてまいりたいというふうを考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（藤田直一君） 108ページ、佐藤課長にお聞きしたいのですが、一番右下の道の駅たがみ管理事業の一番下、委託料、清掃業務委託料100万円の減ということで出ているわけです。説明ですと、もう一度この100万円の減が清掃事業で出るといふこと、地元業者に委託料を見直したといふようなご説明がありました。地元業者に委託を見直した結果100万円の減といふことなのでは、今までどの業者にどういふふうな形で委託をしてきたのか説明を聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 清掃業務委託料の関係でございますが、令和2年度は「道の駅たがみ協同組合」、道の駅の施設の管理をしているところにお願ひをしておりました。令和3年度につきましては、令和2年度のときに議員の皆様からも少し料金、清掃委託料の部分の関係で、なかなか金額のほうが高いといふ部分のお話もたしか、私はいなかったのですが、そういう話もどうもあったといふふうにお聞きをしております。その中で、少し料金の見直しもする中で、地元のけあーずに業務をお願ひする中で今年1年やってまいりましたので、その部分に伴います不用額を計上させていただいたといふことでございます。

3番（藤田直一君） 「道の駅たがみ協同組合」の委託からけあーずに替わった。ではそれで100万円落ちた、意味は分かりました。では、高い、安いは、私は業務内容だと思ふのです。業務内容が「道の駅たがみ協同組合」からけあーずに替わって、業務内容は変わらずに100万円が落ちたのか、それとも業務内容の内容が変わって100万円落ちたのか、その辺もう一回聞かせていただきたいのです。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のお話につきましては、すみません、細かい話、業務内容の話ですので、補佐から説明してもらいます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 産業振興課の近藤です。

今ほどうご質問の部分ですけれども、委託の業務の内容、例えば時間帯だとかその辺は一緒といふことでお願ひしております。来られるお客様に対して、きれいだといふ部分で評判もいただいておりますので、その辺の時間帯だとか、その辺の内容は考えて、令和2年、令和3年といふことで今お願ひをしてきているところでござ

います。

3番（藤田直一君） では、内容は変わらないと。では、令和2年度の発注は、要は令和3年度から比較すれば発注単価が高かったという、だから見直ししたのだという解釈でよろしいでしょうか。引き続き安くて清掃業務がどんどんできれば、それにこしたことはないわけなので、要は令和2年度の発注金額が高かったから、見直したら安くなった、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 一番最初、令和2年度、我々も適正な価格ということ、あるいは時間帯というのをなかなか見通すことができなかつたというのが正直なところではございます。令和3年度に関しては、たしかちょうど1年前ですけれども、ご指摘いただいた件もございますので、この近隣の道の駅の状況だとか、ほかの施設の、類似施設の他市町村の状況等も見た中で、改めて金額の部分、このぐらいが適当ではないのか、妥当ではないのかということでお話、協議のほうをさせてもらって今に至っているという状況でございます。

また、令和4年度、この後になりますけれども、引き続きその辺ほかの施設等の状況等も、また参考にさせてもらいながらお話のほうをさせていただいて、内容等下げるわけではないのですけれども、内容については引き続き一定レベルでお願いしたいかなというふうに考えています。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 関連して伺いたいのですけれども、正直、「道の駅たがみ協同組合」の委託としている中でも、実際に業務に従事しておられた方というのは、けあ一ずの方というのが非常に多かったというふうに思っています。実際に今回の委託先の変更によって、今回は、けあ一ずのほうになるということなので、実際に従事をされていた方々の雇用の部分というのは、おおよそ守られているというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 申し訳ございません。説明が足りませんでした、時間数及びそこに雇用されている方の状況というのは、変わらないというふうに聞いておりますし、日報等で時間帯等も把握してございますので、令和2年度、令和3年度でそこで何か激務があつて、その方たちが今困っている状況かということ、それはないというふうに思っております。

8番（椿 一春君） 106ページの有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金のことなのですが、近年猿ですとか熊、イノシシが出てきております。それで、申込者なしということで減額なのですが、どのように案内、周知して、結果、これゼロだったの

か、その辺聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） この担い手確保につきましては、町の広報紙で有害鳥獣の担い手の確保につきまして、こういう形で補助を出すので、ぜひ皆さんからこういう形で申込みをしていただきたいということで、周知をしているところであります。今回経費のほうを減額させていただくことになったのですけれども、1人、町内でこの捕獲の関係の免許のほうの取得をされた方がおられて、猟友会の方々と一緒に活動したいという方がおられます。その方につきましては、来年度、もしこのような形で制度がそのまま継続されれば、その段階で支援したいというふうに考えているところでございますが、1人そういう方がおられます。ただ、今年は、この3月までの間は少しそういう形で補助のほうは県の補助金を活用させていただくというのものもあるものですから、なかなかその辺は間に合わないという部分もありますので、場合によっては来年度、そういう形の方が1人増えることになるかなというふうに今のところ思っておりますが、状況はそんな形でございます。

8番（椿 一春君） やはり農作物の害するものなので、深刻な問題となっておりますので、引き続きそういった補助金等の確保をぜひぜひお願いします。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 私は109ページの道路維持費についてお聞きいたします。

下から2番目の消雪パイプ工事事業の関係でございますけれども、2か所、消雪パイプの工事事業があったわけでございますけれども、2か所とも消雪パイプの延長ということでいいですか。

地域整備課長（時田雅之君） 役場前・大原線、それから松葉3号線、2本ともたしか11メートル、管2本分だったかと思えます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） それで、今ほど、ワンスパン5.5メートルですので、両方ともツースパンという状態で工事をやってもらったわけでございますけれども、金額的なことを考えますと、昨年度の令和3年度の予算のときに、旧役場前ですか、大原線が71万円。それと松葉3号線のほうが66万円というような状態で話があったわけでございますけれども、今回を見ますと、松葉3号線のほうが金額が安いのに、そこで不用額が多く出ているのですけれども、その関係はどういうことになりますか。

地域整備課長（時田雅之君） 請負請差でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） それで、2か所、消雪パイプを延長したわけで

ございますけれども、水量はどんな状態になっていますか。

地域整備課長（時田雅之君） 水量につきましては、この冬確認しましたところ、水は出ます。ただ、これ以上の延長は、今回延長した手前の消パイの路線を見ますと厳しいかなと思っています。

5番（小嶋謙一君） 私、地域おこし協力隊の活動についてお尋ねしたいのだけれども、彼ら、頼んで1年半、もう半分、月数過ぎましたけれども、その活動内容の公表とございますか、どういう活動をやっているのかという、そういう発表とか、そういう報告する場というのは今後考えているかどうか聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、今のご質問ですが、本人の活動内容を町民の皆さんから見ただけのような、そういった発信のことでございましょうか。

5番（小嶋謙一君） 例えば議員の皆さんの中でも、今彼はどういうことをやっているのだろうかとか、その内容とかというのを知らないと思うのです、私たちがまず。そういうところで、説明なり報告するような場がないのかというのが、まず1つです。また課長がおっしゃるように、それとまた別に町民の皆さんにもこういう協力隊という人、知らない人も結構いると思うので、その辺もまた町民に向かってのPRというか、アピールというものが必要だと思うのだけれども。取りあえず議員の皆さんの中でも、どういうことをやっているのかというのが見えない人もいますので、その辺お聞きしたい。

産業振興課長（佐藤 正君） それぞれ、森澤隊員につきましては、毎週金曜日の日にこちらに来て、活動内容については私どもと打合せをしていますし、山口隊員につきましては、今大体定期的に役場に来ていろんな地域おこし協力隊の作業とかやられているのですが、内容につきましては、打合せ、直接地域おこし協力隊と話をしておりますので、補佐のほうから話ししてもらいますので、よろしくお願いします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 活動報告の内容がどうかということではなくて、そういったことを議会全体に皆さんのほうが説明するような、そういった場の設定をするつもりがあるかないかということをお聞きになられているので、その辺りの答弁を明確にさせていただけるといいのかなと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 2人、今回協力隊がいるということで、1人の方はもう1年半を経過する中です。もう一人の方は、この12月からということなのですが、一番最初に来ていただいた森澤隊員のほうについては、既に例えば田上中学校での総合学習でしょうか、そういった場での活動だとか、講師の役を担ったりだとか、そういった形は確かにしておるのですけれども、こういった場で皆様の

ところにお邪魔した方もいらっしゃるかもしれませんが、きちんとこういう形で今活動しています。さらに言えば、今後こういったことを目指していますといったようなお話を多分きちんとご説明なりさせていただいたということはないという部分を多分指しているのかなというふうに思います。その辺、多分年度明けだとは思いますが、お時間いただければ、その際にご本人様たちから、お二人ですけれども、来てもらって話をしてもらいたいような時間がいただければという、そういうことでしょうか。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 本人たちが説明することというよりも、産業振興課としてそういった議会に地域おこし協力隊の活動は具体的にこういった活動を、委託している業務内容もありますよね。その委託業務のほかに、こういった活動を地域おこし協力隊がやってくれているのですというような実績の報告だったり、それぞれ2人が地域おこし協力隊からその任を外れた後に進むべき道を模索しているわけですよね。どういった方向性を考えて今活動しているのだという現状を含めて、別に本人たちが自分たちはこうしていますということの説明するというよりも、産業振興課がこういった方向性を持って彼らは活動しているのです、町の様々な取り組みにこういったことを協力してくれているのですという報告を例えば全員協議会なり、そういったところで少し説明をする、報告をする、そういったことをすべきなのではないのですか、必要なのではないのですかということをお議長は問うておられるので、そういった受け止めをして、町として、執行者として、その説明をする必要があるのではないかという問いなので、それに対する答弁をお願いしたいなと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 分かりました。すみませんでした。こちらのほうでも毎月、月報という形あるいは先ほど課長のほうから申し上げましたが、大体週1回打合せ等をやっておりますので、取りあえずのところは毎月もらっている月報、ここにやっている活動の内容は一通り網羅されて提出されてきますので、それをまとめた上で、一度皆様のほうへ今こういった活動をしていますということで、ちょうど一番最初に来られた森澤隊員のほうは中間、折り返しに入りますので、なるべく早い段階でご説明のほうをさせていただければというふうに思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） もし可能であれば、予算審査特別委員会がこれから始まるわけです。ある程度次年度の予算の中でもこういった地域おこし協力隊の予算が入ってくると思うので、そのときに例えば補足の資料として、そういった部分が提出できるようにしておいたほうがいいのではないかなというふうに、今話を

聞いていて委員長としては思うのですけれども、そういった資料の準備というのはできそうですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 今までの活動はどんな活動をしてきたかとか、そういった内容につきまして、できるだけ、もしかすると満足いくような資料ではないかもしれませんが、一応私どものほうで予算審査特別委員会のときに資料提示しようということ、まとめさせていただきたいというふうに考えています。

総務産経常任委員長（今井幸代君） すみません。今予算審査特別委員会の委員長、渡邊委員長がここにおられるので、そういった形で対応させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

5番（小嶋謙一君） 今の答弁ですけれども、確かに窓口が産業振興課ですから、当人と一緒に打合せなり、月1回のそういうことも当然やっているでしょうし、産業振興課ではその中ではもちろん押さえているのだろうけれども、私が言ったのは議員の皆さん、今委員長から全協とかの話も出ましたけれども、例えばここで全協とか私が皆さんにお願いして出てもらった。その中で本人、2名の方に一応来てもらって、懇談ということではないけれども、いろんなこと、議員の皆さんも聞きたいこともあるし、本人たちも私たちに何か企画を求めたいこともあると思うのです。その辺をそういう場を設けて開くようなことも、今後考えていってほしいと思うのだけれども、その辺どうでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のお話でございしますが、その方向で少し検討させていただきたいというふうに考えています。

5番（小嶋謙一君） お願いします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

すみません、私から1点だけ説明お願いしたいのですけれども、議案書の90ページでふるさと応援寄附金事業支援業務委託料ということで、業務が大分過多になってきているので、少し委託のほうにということなのですが、実際に今これまで職員がやっていた業務内容の一部を外注するという形で今捉えているのですけれども、もしその理解が正しいのであれば、具体的にどういった業務を外注するのかというのを、もう少し説明をお願いできればありがたいのですけれども。

政策推進室長（堀内 誠君） 町の職員がやっている業務というふうな形ではなくて、あくまでも申込みをしていただくというふうな手続の関係で商品の発送だとか、お礼状の送付だとかというふうな形での委託の内容というふうな形になりますし、商



品代とかも含めてというふうな形になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それは、例えば現行の委託をしている各サイトがあるわけですよね。各サイトがあつて、サイトが増えることによって、そういった委託料が増えるということなのか。今の説明だと少し分からないので、理解ができないので、どうしてこの160万円が増えたのかという背景をもう少し説明してもらえますか。

総務課長（鈴木和弘君） 歳入のほうで説明をさせていただいたように、ふるさと応援寄附金が当初よりも1,000万円ほど増えたと。今委員長がおっしゃるように当然入ってくる部分が増えれば、それに伴う分の経費というのは当然増える部分、そういう意味です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 分かりました。では、特段何か業者が増えたとかそういうことではなくて基本的にふるさと納税の申込みというか、額が増えてきているので、それに伴ってここが増えている。

（そうです。それに係る経費が……の声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

ほかではよろしいでしょうか。

それでは、議案第14号に対する質疑は終了します。

次に、議案第15号を議題といたします。執行の説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書119ページをお願いいたします。議案第15号 令和3年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ3億2,898万6,000円といたすものでございます。

ページはぐっていただきまして、122ページをお願いいたします。第2表、継続費補正になりますけれども、令和3年度より3か年かけまして、公営企業会計移行業務の委託を発注してございます。このたび入札が終わり事業費が決まりまして、それぞれの年割額が変わったことにより、継続費の補正をさせていただきました。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。125ページのほうをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料17万4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、滞納繰越分の納付見込みがございましたので、17万4,000円の増額をお願いするものでございます。

それから、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金302万5,000円の減額をお願いするものでございますが、説明欄のほうを御覧ください。

社会資本整備総合交付金ということで、こちらストックマネジメント計画の事業費確定によるものになります。契約額が2,915万円、補助率が2分の1ということになってございますので、その差額のほうを補正させていただきました。

それから、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金633万6,000円の減額をお願いするものでございますが、こちら事業費確定見込みによりまして、計数整理のほうをさせていただきます。

それから、続いて5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金851万3,000円の増額でございますけれども、こちらにつきましても決算見込みによる増額のほうをお願いしてございます。

ページはぐっていただきまして、126ページお願いいたします。6款諸収入、4項雑入、1目雑入234万6,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうを御覧いただきたいと思えます。消費税還付金ということで同額計上してございます。令和2年度の消費税申告の関係から令和3年度還付金を受けることになってございますが、額が確定したことによりまして、増額のほうをさせていただきます。

それから、7款町債、1項町債、1目下水道事業債260万円の減額をお願いするものでございますが、まず1節下水道事業債620万円の減額でございます。こちらにつきましても、全額をこちらの1節から落としまして、その中の公営企業会計適用分について組替え補正をさせていただくということで、3節公営企業会計適用債で360万円の増額をお願いするものでございます。当初、この下水道事業債の中に公営企業会計適用債を含めて当初予算計上しておったのですが、起債の管理をする上でハードで使ってきた起債の部分、それから今回事務費関係の公営企業の移行の起債ということで組替えのほうをお願いしたいということで、それぞれ増減補正をさせていただきます。

それでは、127ページのほうをお願いいたします。歳出のほうになりますけれども、一般会計同様、事業費確定見込みによりまして、それぞれ不用額のほうを計上させていただきます。1款総務費、2項維持管理費、1目管渠維持費323万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業ということで、10節需用費、修繕料129万1,000円。こちらにつきましてもは修繕料、今後の見込みがないことから、不用額のほうを計上させていただきます。11節役務費、手数料で48万4,000円の減額。こちらマンホールポンプ等の清掃の手数料を計上させていただきますが、不用額のほうを計上させていただきます。

きました。12節委託料につきましては、汚水管渠清掃等業務委託、それから下水道台帳作成業務委託、それぞれ請負差額のほうを計上させていただいております。14節工事請負費11万円の減額でございますが、公共ます設置工事が今年度1件ございました。発注が終わりましたので、それらに伴う不用額のほうを計上させていただいております。

続いて、2目処理場管理費になりますが、745万8,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、それぞれ年度末を迎えるに当たって不用額のほうを計上させていただいておりますが、10節需用費としまして、消耗品費で50万1,000円の減額、光熱水費287万7,000円の減額。それから、12節委託料としまして、下水道施設維持管理業務委託162万8,000円、汚泥等処分業務委託230万9,000円、庭木管理業務委託14万3,000円の減額につきましては、それぞれ請負差額によりまして不用額を計上させていただきました。

ページはぐっていただきまして、128ページをお願いいたします。2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費910万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。特環：汚水の関係になってございますが、まず委託料としまして、先ほど継続費の関係でご説明させていただきましたが、公営企業会計移行業務委託料としまして260万円の減額。それからストックマネジメント計画策定業務委託料としまして、605万円の減額をお願いするものであります。これらそれぞれ請負差額による不用額になってございます。続いて、工事請負費になりますが、45万5,000円の減額でございますが、これが公共ます設置工事1件分の工事費で残額を落としたものでございます。先ほどの汚水管渠等補修工事につきましては、清掃業務等で発見しました補修の関係で不用額になったものを計上したものでございました。申し訳ございません。

すみません、128ページに戻っていただきまして、3款公債費、1項公債費、2目利子222万2,000円の減額をお願いするものでございますが、説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。まず、特環：汚水の償還金利子及び割引料としまして171万4,000円の減額。これらにつきましては、当初予算で利率1%で見てございましたが、借入れ時に0.3%ということで、その差額のほうを計上してございます。それから、公共：雨水の関係になってございますけれども、50万8,000円の減額でございますが、これも同じく当初予算、利率1%に対しまして、借入れ時0.5%ということで、その差額分のほうを計上させていただいております。

129ページお願いいたします。6款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金

2,109万4,000円の増額をお願いするものでございます。一般会計の歳入のほうにも出てまいりましたが、今回、下水道のほうから消費税の還付金で還付されました金額を一旦一般会計に戻入れするということが全額のほうを計上してございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第15号に関する質疑を終了いたします。

次に、議案第16号を議題といたします。執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書130ページをお願いいたします。議案第16号 令和3年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）になります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万4,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,701万6,000円といたすものでございます。

それでは、議案書133ページのほうをお願いいたします。第2表、継続費の補正になってございますけれども、先ほど下水道事業特別会計のほうでも出てきましたが、公営企業会計移行業務委託料の事業費が入札により決まったことから、それぞれ年割額の補正のほうをさせていただいております。

それでは、136ページをお願いいたします。歳入のほうでございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金13万8,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうを御覧いただきたいと思えます。受益者分担金ということで同額でありますけれども、今年度加入が1件あったということで、増額のほうをさせていただいております。

それから、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料25万7,000円の増額をお願いするものでございますが、下水道のほうにも出てきましたけれども、滞納繰越分の当初見込みの増額のほうをさせていただいております。

それから、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金743万5,000円の減額でございますけれども、事業費確定見込みによりまして、一般会計繰入金の計数整理のほうをさせていただいております。

それから、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金485万6,000円の増額でございますが、繰入金同様、決算見込みによりまして、計数整理のほうをさせていただきました。

続いて、137ページをお願いいたします。6款町債、1項町債、1目下水道事業債230万円の減額でございますが、下水道事業特別会計と同様になりますけれども、

まず1節下水道事業債、こちらのほうを全額落とさせていただきまして、改めて2節公営企業会計適用債で、今回令和3年度事業費分の300万円の起債のほうを計上させていただいております。

それでは、138ページお願いいたします。歳出のほうになりますが、こちらにつきましても決算見込みによる不用額のほうを主に計上してございます。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7万5,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。こちら消費税申告の納付分、不足する見込みでございましたので、7万5,000円の追加をお願いするものでございます。

それから、2項施設管理費、1目管渠維持費156万5,000円の減額でございますが、説明欄のほうを御覧ください。まず、10節需用費、修繕料としましてマンホールの口蓋等の修理費が残額が見込まれることから107万円の減額。それから委託料としまして污水管渠清掃業務委託、こちら請負差額で26万1,000円の減額。工事請負費としまして污水管渠等補修工事、こちらも請負差額23万4,000円の減額でございます。

続いて、2目処理場維持費69万4,000円の減額でございますが、説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。まず、10節需用費、光熱水費で19万7,000円の減額。それから11節役務費、手数料11万2,000円の減額。これらは不用額で計上させていただいております。それと、12節委託料、処理場維持管理業務委託としまして38万5,000円の減額につきましては、請負差額による不用額となっております。

139ページをお願いいたします。2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費230万円の減額でございます。説明欄のほうを御覧ください。公営企業会計移行業務委託料の入札が終わりましたので、請負差額230万円の減額を計上させていただいております。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第16号に対する質疑は終了します。

議案第20号を議題といたします。執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書をおはぐりいただいて167ページをお願いいたします。議案第20号 令和3年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）になります。当初予算第3条に定めました収益的支出の予定額から1万7,000円を減額しまして、水道事業費用の総額を2億5,512万2,000円といたすものでございま

す。

ページはぐっていただきまして、168ページをお願いいたします。収益的支出の部になりますけれども、1款水道事業費用、1項営業費用、5目その他営業費用1万7,000円の減額であります。こちらは一般会計に負担いたします水道会計の人員費分の補正となっております。

説明は以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第20号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり決定いたしました。

承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり決定いたしました。

承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決定いたしました。

承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり決定いたしました。

議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。



これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

以上で付託されました案件については全てとなります。

次に、教育委員会から報告事項がありますので、説明をお願いしたいと思います。

教育長(安中長市君) 教育委員会の安中です。大変お疲れのところ申し訳ございません。

先週、今週と小学校、園のほうで園児、児童らのほうから陽性が確認されたことに関して説明をさせていただきます。先週3月2日水曜日、羽生田小学校の児童1人の陽性を確認しました。羽生田小学校では、すぐ早退をさせて、3月3日の木曜日から6日の日曜日まで臨時休業といたしました。その後、金曜日にまた新たに2人の児童の陽性が確認をされたということで、休業を7日の月曜日まで延ばしました。火曜日から再開をしましたがけれども、今のところ異常はありません。

それから、竹の友幼稚園なのですが、今週8日火曜日に、一番上、年長、5歳児で2人の園児の陽性が確認をされました。これに関しては、三条保健所とか園医のご指導を受けまして、5歳児のみ早退をさせ、9日水曜日から13日日曜日まで5歳児のみ自粛ということにさせてもらいました。今、全国的に幼稚園とか保育園を全部閉めることがなるべくないようという指示がありまして、それに基づきまして自粛という形を取ったのですが、昨日も今日も5歳児のほうは園のほうに来ている園児はいません。

そういうことでご報告させていただきます。

13番(高橋秀昌君) 教育長、その程度のことは私も知っているのです。あなたが報告するということは、少なくとも文書で出す。さらに、陽性が出たというのはどうい

う経過で陽性になったのか。つまり発熱等、症状が出て陽性となったのかどうか、どこで陽性を確認したのか、あるいは無症状だったのだけれども、PCR検査や、あるいは抗原検査を行って陽性と判明したのか、こういうことを一切あなたは述べていないのです。そして、さらに休んだとか帰したとかという話はあるが、ではほかの子どもたちはどうしたのか、そのことにも報告がない。そういうのは報告と言わないのです。今のはメールで、その程度なら私も知っています。報告というのであれば文書を出し、事の事実経過を明らかにし、事後対策をどうしたのか、そこまで明確に出すのが当たり前ではないですか。今のようなのは、直ちに文書を出すように要求します。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ただいま高橋委員のほうから、まずは報告に関してはきちんと文書をもっての報告をするようにということで資料の要求がありましたけれども、これらに関してまとめることというのは。

教育長（安中長市君） 言葉が足らず、大変申し訳ございませんでした。文書ということを要求されましたので、文書で出したいと思います。園児、児童の個人情報もありますので、全て書くことは難しいかもしれませんが、先ほど高橋委員がおっしゃいました発熱とか、その後の対応とか書かせていただいて、早急に文書で出させていたきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） 私は、一言も個人情報を出せと言っていないのです。個人情報は難しいですがなんて、何でそんな話になるの。私は、事の経過とてんまつを示してくださいと言ったのです。そんなの常識でしょう、行政の側として。教育委員会としてどういう指導を行ったのか、現場はどうしているのか、そこを明らかにしなければ駄目でしょう。今なぜ私がこんなことを言うか、全国的に子どもたちの感染が大きく広がっているのです。でも、それがたまたまPCR検査を行って無症状で発見したのか、それとも症状が出て発見したのか、それさえも見えないのです。だから、そういうものをしっかりと報告する必要があるのです。しかも、全協で私は子どもたちへのPCR検査を強く要求したでしょう。そういう経過があるわけですから、教育委員会として今日報告するのであれば、書類を出すのが当たり前なのです。出さないで口頭だけで、その程度の報告で終わらせようということは、私、職務怠慢だと言わざるを得ないです。改めて要求します。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ちなみに、高橋委員、すみません。作成した資料なのですけれども、なるべく早く作っていただいて、委員の皆さんに配付するような形の対応で大丈夫ですか。

13番（高橋秀昌君） もちろん。全然それでいいのだけれども、個人情報を出せなんて一言も言っていないのだから、どういう経過でどうなって、その後どうしたのか、園の中ではどうしたのか、園や学校の中でどういう対応をしたのか、教育委員会としてどういう教育を行ったのか、当然教育委員会としては教育委員を招集したでしょう、緊急だから。それで、中身はどういうふうに議論したのか、そういうことも出さなければ駄目でしょう。そういうイロハなのです、行政として出すのが。それを出さないで、議会で口先だけでぽんとメールの話だけをするというのはとんでもないやり方だと強く抗議します。やり方についてはいいです。文書で直ちに配付してもらうだけで、あとは疑問があればこちらが伺いますので、それで結構です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では、事の経過等、また学校と対話も様々あったと思いますので、それらをまとめていただきまして、総務産経常任委員会の委員の皆さんに資料として配付をお願いしたいというふうに思います。

すみません、1点だけ……ごめんなさい。先に、では藤田委員、どうぞ。

3番（藤田直一君） いいですか。

総務産経常任委員長（今井幸代君） お願いします。

3番（藤田直一君） 父兄のほうで心配している人がいるのです。今、5歳児のほうからそういう経過になっているのですが、放課後保育があるわけですね。放課後保育になると、5歳児も皆さん一緒に限られた部屋である時間まで過ごすわけですから、一緒になるわけですが、要は。その辺の対策を、感染されたお子さんが放課後保育の中に、いたかないかは私は分かりません。でも、心配するのです。ですから、その辺の対応策も、では放課後保育はどうしているのだとか、その辺も高橋委員が言われるように、この対応策としてはしっかりと、今度各教員の皆さんですか、も一つの部屋に集まっていますとまた書類を作っていたり対応しているという話も聞いています。ですから、その辺も一つの部屋に集合するわけですから、含めた対応策もどうするかをぜひしっかりとさせていただきたいなど。父兄に心配をかけないように。なかなか閉鎖というと、本当に預けている皆さんは閉鎖されると困るという父兄は多いと思うのです。だから、そういう面もあるから、園では、駄目な人は休んでもらってもいいですけども、預ける人は預かりましょうというお考えが基礎にあると思うのですけれども、こういう状態だからそれは可能だとしても、これが拡大したら、そういうわけにもいかないのだらうと思います。ぜひ、その対応策を十分検討していただきたいと思いますが。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 藤田委員、ちなみに放課後保育とおっしゃられて

いますけれども、延長保育のこの理解で大丈夫ですよ。

3番（藤田直一君） 放課後保育というのは延長保育のことだ。午後5時までのもの。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では答弁、教育長お願いします。

教育長（安中長市君） では、今、藤田委員のご意見もお伺いしまして、文書で出した  
いと思っております。

13番（高橋秀昌君） ごめん、もう一つ忘れた。総務課にも派生しますよね。総務課も  
黙っていないでしっかりと文書を出す。

それから、私、行政の皆さんに言いたいのですが、できるだけ小さくしたい、あまり騒ぎたくないという気持ちは分かる。でも、感染した人はその人の責任ではないのです。今誰でも、どこでも、いつ感染しても不思議ではない。しかも、発症しないで感染している人、これが非常に多いということが、もう既にあらゆる学者から報告がされているのです。だからこそ、省庁が500人ものPCR検査を新年度予算に入れたということに大きな意義があるのです。このところを皆さん、しっかりと各行政マン、各部署の人たちはしっかりと受け止める必要がある。発症していなくて感染するのは当然なのだ。ある一説によれば、今症状が出て報告されている10倍ぐらいの人たちが感染しているのではないかという、そういう学者の見解もあるのです。ここが放置されているから、いつまでたっても収束しない。科学的に見ていくと、そういうことなのです。ですから、皆さんが、私も含めて感染したからといって恥ではないのです。やむを得ないことなのです。だけれども、その次にどうするかというのがとても大事なことなので、ぜひ課長会議やそういうところで大いに議論していただきたいということを強く求めておきたいと思っております。総務課についても事のてんまつについて、明らかにするように求めたいと思っておりますが、総務課、お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 分かりました。一応今ほど言われた部分は、町のほうも早め  
にということでホームページなり、携帯メール、ツイッターのほうには出しました  
けれども、今言われる部分は、では資料を作って委員のほうに出したいと思えます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 私のほうから1点だけ。

これきちんと検討していただきたいのですけれども、休校における給食費の返還  
についてです。昨日、羽生田小学校に関しては、給食費の返金について1日分は返  
金しますと。ただそのほかに関しては食材のキャンセルができなかったので、返金  
はしませんというふうな案内が配られました。しかしながら、実際には給食提供は  
なされていないわけですから、そこに関してはきちんと町のほうで公費負担をして、

保護者には返金するのが本来の形ではないかなというふうに思いますので、これは執行部内で早急に検討して方向性を出して、また、今後休校ですとかある可能性もあり得るわけですから、そういった場合はこういった対応をするということをやればきだろうというふうにと思いますが、それらに関して検討がされたのか、された結果そういうふうになったのか。であれば理由を説明していただきたいなと思いますし、そういったことの検討がない中で返金対応という形になっているのであれば、そこは至急検討を求めたいと思います。

教育長（安中長市君） そのこのところは、もう一度確認をさせてください。確認をした中で、またご返答したいと思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、資料がこちらのほうに提供され次第、委員の皆さんにも配付をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。配付の方法なのですが、皆さんのレターラックのところに、議会開会中でもあるので、入れさせていただくような対応を取らせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、町長提案の議案に関しては全て審査のほうは終了しておりますので、執行部の皆さん、お疲れさまでした。

すみません、午後12時過ぎましたけれども、一度、トイレ休憩だけ入れさせていただきまして、引き続き審査のほうを続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後零時03分 休 憩

---

午後零時05分 再 開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

これより請願第1号を議題といたします。

この件につきましては、高橋委員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私と関根議員が紹介議員になっておりますので、代表して私のほうから紹介させていただきたいと思います。

これは、昨年度も同じ団体からの請願がありまして、請願の言葉は違いますが、内容的には全国一律の最低賃金をということでありまして、意見書は賛成多数で可決されたものであります。今年は、タイトルは「最低賃金の改善と地域経済の回復

にむけた」意見書の採択を求める請願書という形で出されました。

内容については、皆さん読んでいただいで明らかなと思いますが、私もこの間に関しては、今のコロナ禍もあるわけでありますが、非常に地方が経済的に大変な状況になってきていると。こういうときに一極集中を是正するには、どこに行っても同じ賃金をもらえらえるということが大事ではないかと。そして賃金の底上げということが地域経済を活性化させる大きな要因の一つだと考えています。

一方、この国は8割が中小企業なのです。この中小企業のうち、約6割が決算では法人税を払うことができない赤字という経営体なのです。それでも全労働者の9割もの人々を雇用していると。そうすると、一方、最低賃金を上げることによって、中小企業、零細企業の経営が大変になるわけですから、ただ単に上げるだけでは駄目だと。これは政府の力によって、中小企業に対して賃上げをすところの最低賃金に応じれば、政府が企業に対して支援策を行うと。多分その方法はいろいろあると思うのですが、例えば社会保険料が上がるわけだけれども、こういうものについても全面的に国が責任を持って面倒を見ると。そして、一定の年数を経れば、全体として経済が回ってくれば、中小企業もその賃上げの下でもちゃんと経営が成り立つというふうになっていくのではないかとということで、皆さんからの一致した賛成を得られますことをお願い申し上げまして、紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

私のほうから1点だけお願いをしたいと思うのですが、「2021年7月現在で、新潟県をはじめ」というふうに記載をされておるのですが、この6月の県議会で採択された意見書というものは、今回出されている団体の皆さんの請願項目で挙がっているような全国一律最低賃金制度を問うものではないというふうに理解しているのですが、最低賃金の引上げですとか中小企業の支援を求めるものではあったけれども、内容的には新型コロナウイルスの今回の請願内容とは異なる形の意見書の採択というふうに理解しているが、間違いなかったでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 私、県議会で採択されたことは聞いているのだけれども、中身については全く知りません。それは県議会は県議会、田上町議会は議会という考え方ですので。すみません、勉強不足で。そういうわけです。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 分かりました。

3番（藤田直一君） 委員長、私知らないのだけれども、県議会はどういう中身だった。  
総務産経常任委員長（今井幸代君） 県議会のほうで採択された内容というのは、連合のほうが出しておられた請願で、最賃の引上げとか中小企業の支援等に関わるもので、この団体の皆さんたちが出しておられる全国一律最低賃金とか、そういった内容とは全く異なるものであったので、団体のほうからいただいた会派代表者に送られてきたものだ。この内容で請願が通ったのだというような少し誤解をされやすいような書き方をされていたので、紹介議員の高橋議員のほうに改めて確認をさせていただいたというふうな次第です。

13番（高橋秀昌君） この出している新潟県でもそうしたのだよということは、これと同じだよとは書いていないね。

総務産経常任委員長（今井幸代君） そうですよ。

13番（高橋秀昌君） だから、それは団体が違うわけだから、連合が出したのは連合なりの請願の内容であり、こちらの団体が出したのはその団体の内容なので、必ずしも全部一致しているのだというふうには書いていないので、そこは誤解しないでもらいたいと思います。

3番（藤田直一君） 私も最低賃金のアップは非常に賛成であります。一昨年の要望書は賛成をさせていただきました。ただ、2番目に書いてあるとおり、最低賃金を1,500円にという、これは前は明記しなかったと私記憶しておるのですが。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 減少のところ。

3番（藤田直一君） ですから、私は上げるのは賛成ですが、最低1,500円以上という、この明記は中小企業もあるわけなのです、いろいろ地方によっては。大企業はそれでもいいかもしれませんが、地元における中小企業は、では1,500円だというと、ぎゃふんと言うところも私は多くあると思うのです。ですから、この明記は私としては、アップはいいですが、最低1,500円以上という、これはなくしていただきたいというふうには思いますが、いかがでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 私も今藤田委員のおっしゃることについて同意できます。というのは、ここは請願者自身も請願では1,500円ということを求めています、意見書の段階でこの自治体に合った内容で結構ですということを書いて帰られたので、意見書についてはできるだけ全ての会派が同意できる、つまり1,500円としないで構わない。ただ、内容については全国一律ということが最もふさわしいのではないかと、額自体についてはそれぞれの会派によって見解がありますので、議会としての議決ということになれば、いや、でも1,500円ではないと駄目だとい

う主張をすれば、当然うちは賛成できないというのはあるわけなので、その点は請願者自身もそれでいいというふうにおっしゃっていますし、私自身も紹介議員としても、できるだけ各会派で一致したところを出していきたいというふうな願いを持っています。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 高橋委員、すみません。この請願の内容というものを改めて確認したいのですけれども、この請願内容というのは、「貴議会におかれまして、国に対して別紙の意見書を提出いただくようお願いします」、この団体が準備をされておられる別紙の意見書というものを関係機関に、国に対して出してほしいというのが請願の内容になるのだろうというふうに捉えているのですけれども、別紙の意見書というものは提示はなされないのでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 別紙はここには出ていない。別紙はこのとおりです。請願のとおりです、別紙は。ただ、請願者自身が1,500円にこだわらないということがありますので、私は、意見書というのは田上町が作るものなのです。それから、請願者は必ず慣例的に別紙の意見書（案）というのは出すものなのです。だから、請願人は請願人に合った意見書（案）を出しますが、請願が田上町議会で採択された場合は、意見書というものは田上町議会の独自のものでいいのだと、法律的には全く合法的なのです。そういう考え方です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 別紙の意見書というものは、今回出されている記以下の内容と同じなのだという。

（同じだと思ったら違うわけの声あり）

（同じですの声あり）

（同じだよねの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） というふうなことであるならば、請願の内容というのは、1、2、3、3つが請願の内容というふうな理解になると思うのですけれども、この1、2、3の請願の内容を採択すべきか否かということ判断した上で、町議会として提出する意見書がどうあるべきかということ議論していくというふうなことの理解でよろしいでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 私は、あまりそんなことこだわっていないです。だって、請願人自身が1、2、3に絶対にこうでなければ駄目ですと言っていないのだから。もし、皆さんでまとめてもらえるのであれば、1,500円というものについてはこだわりませんよと、請願人自身がそういうふうに言ってきているわけですから、ではそれに



合わせて田上町議会が作り直せばいいではないかというのが私の見解です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、ほかに。

13番（高橋秀昌君） だったら、意見書（案）も出したらどうだ、事務局長。採択される前だけれども、委員長が請願の1、2、3がぴったり同じでないと駄目ではないかと言っているのだが、意見書（案）出したらどうだ。

議会事務局長（渡辺 明君） これは、この団体から来たひな形として出されたものですね。

13番（高橋秀昌君） いやいや、これ私が用意したやつ。

議会事務局長（渡辺 明君） いや、まだ採択されていないから。

13番（高橋秀昌君） いやいや、そうではなくて、委員長が言うているのは請願人の請願の1、2、3が入るのが意見書（案）ではないかと言っているから、そんなこと私は言うていないよと。

総務産経常任委員長（今井幸代君） そういうことではないです。この団体の請願の内容というのは、自分たちが準備をした別紙の意見書を提出してくださいというのが請願の内容ですよと。その別紙がなかったの、その別紙はどういうものなのですかという質問で。

議会事務局長（渡辺 明君） あくまでこの団体が出していたひな形という意味合いです。だから、高橋委員さっき言ったように、記以降は同じです。ここに書かれている記以降あると思うのですが、その内容は同じです。ただ、その前段の文面も当然ありますから、一応ひな形としてはこの団体からはあります。そのひな形。

13番（高橋秀昌君） だから、私はそれを説明しているわけではないか、最初から、委員長に言われて。何言っているのだ。委員長が意見書は何だと言うから、記の下と同じだよと言っているではないか。それが何が悪いのだ。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 何も。

13番（高橋秀昌君） だから、別紙がないからどうだと言うから、別紙というのは1、2、3の記は同じだよと答えているわけではないか。それで何がどうなの。委員長に聞きたいのだ、逆に私は。

総務産経常任委員長（今井幸代君） なので、私が伺いたかったのは、この団体の請願している内容というのは、別紙の意見書を提出してくださいというのが請願の内容なのですよと。なので、その別紙の内容というものはどういったものになるのでしょうかということをお聞きしたら、高橋委員のほうに記以下の内容が記されているのだというふうにおっしゃられていたので、ということは実際の具体的な請願の内容と

というのは、この1、2、3ということが請願事項になるわけですよという意味の確認だったのです。

13番（高橋秀昌君）　そうです。そんなのは、でも各会派にみんな配っているのだから。配っていないの、意見書（案）は。請願人の意見書（案）は、各会派に配っていないの。今井委員長、各会派の代表ではないか。受け取っていないのか。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　この別紙の意見書（案）ですよ。

13番（高橋秀昌君）　だから、請願人が請願書のほかに別紙は各会派に配っていないのかと私は聞いているの。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　それは、各会派代表のほうには頂きましたけれども、ここは付託案件審査の場であるので。

13番（高橋秀昌君）　同じではないか。あなた、各会派の代表者ではないか。何いちゃもんつけている。だったら、出すよ、みんな。私は、各会派でみんな分かっているものだと思っているから、あなたが各会派の代表者でなければ別ですよ。あなたは代表者ではないか。代表者のくせして、委員長だからといって同じかどうか聞いてくること自体アンフェアではないか。これ例えば渡邊副委員長が聞いたら分かるけれども、各会派の代表ではないのだから、ああ、悪かったね。では、事務局長、渡してくださいとなります。あなたは代表者ではないか。つまり各会派の代表者には全て意見書（案）は行っているのですよね。それが同じかどうか聞くこと自体おかしいでしょう。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　私は、改めて付託案件審査の公の場で質問を確認をさせていただいたのです。

13番（高橋秀昌君）　何のための質問しているのだ。あなたの質疑自体がおかしいのです。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　意味が分かりません。

13番（高橋秀昌君）　自分はしっかりと持っているが、同じかどうか聞いてくること自体が何なのですか。委員長、議事運営に関してあなたにいちゃもんつけたいけれども、いいですか、私が何で怒っているかという、全ての会派には彼らが出したものについては届いているのです。一定の審査期間も設けているのです。それをあなたが同じことを聞くから、何言うているのだと私は言うているのです。あなたは、委員長としてあれとこれ違うのだと言うなら、そんなのは出し忘れでしょう。事務局長、出しなさい。何がどうなのだ。訳分からない、あなたが言っているのは。

総務産経常任委員長（今井幸代君）　いや、だから私が確認したかったのは、頂いてい

ます、資料は頂いているけれども、請願の内容は別紙の意見書を提出していただくということが請願内容で、その別紙の中身というのは1、2、3のこの3つの項目が具体的な請願の、請願審査における請願事項というのはこの3つの3点ということとよろしいですよという確認。

13番（高橋秀昌君） だから、そうですと言っているではないか、私は。そうです。だけれども、請願者はその内容にこだわりませんと言っているのではないか。それ何が悪いのだ。

総務産経常任委員長（今井幸代君） いや、本来であれば、こだわらないのであれば、記載せずに、ここに書かれている以上、その項目で審査するのが私は筋だと思っているので、それは私の考えとしてそういうふうになっているということですよ。

13番（高橋秀昌君） だから、あなたが言うていることの意味が分からない。いいですか、これは新潟県の全ての自治体に出しているのです。しかも、ちゃんと丁寧に意見書（案）も含めて出しているのです。それ同じのをあなたは分かっているながら、私に八百長質問している、どういうことですか。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 八百長質問などしていません。

13番（高橋秀昌君） そういうのを八百長質問というのですよ。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 八百長質問ではありません。

13番（高橋秀昌君） いや、八百長質問です。何言っているのですか。渡邊副委員長が意見書（案）を知らないと言うなら、これは、ああ、そうだねということで配ればいい話です。あなたは知っている話です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ここで堂々巡りをしてもしようがないので、私の質疑も終了します。

3番（藤田直一君） 要はこの賃金の改定は、田上町議会としては賛成しますよと。ただし別紙のとおり、内容についてはこの議会で作成したものを出してもいいですよということなのですね。だから、それは私が言うた一律1,500円は私は入れないでお願いしたいというのは私のお願いでありましたと。会派の皆さんにもいろいろあるわけだから、それは取りあえずこの案はいいですよと、総体は。議会としてはいいですよ。ただし、内容については要協議した中を出してもらってもいいですよ、ということなのですよ。

13番（高橋秀昌君） そういうことです。請願者はそのことを言っている。

3番（藤田直一君） 恐らく同じことを言うていると思うのです。違いますか。

総務産経常任委員長（今井幸代君） もういいです、私は。

13番（高橋秀昌君） 委員長は、そういうことを言ったのですか。

3番（藤田直一君） そういうことだと思う。だから、あとは内容を協議して、入れないものは入れないということでもいいのではないですか。そういうことでもいいのですよね。

13番（高橋秀昌君） それでいいです。それで、どうしても委員長が委員会の席なので、意見書（案）が欲しいと言うなら渡しなさい。事務局長、渡しなさい、請願者の意見書（案）。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 私も今ほど言われたように、田上町独自の意見書で結構ということですので、例えば1、2、3とあるのだけれども、1,500円と2項目めに明記されておりますけれども、それは議員で協議した結果、私はなくてオーケーだと思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、請願第1号に対する質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。請願第1号の採択に反対の方の討論を許します。

私のほうで本案件の討論を行いたいため、渡邊副委員長と交代いたします。

（委員長、副委員長と交代）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 委員長に代わって職務を行います。

請願第1号採択に反対の方の討論を許します。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 私は、この請願に関して反対の立場で討論を行いたいというふうに思います。

まず、この請願に関しての最低賃金の改善や地域経済の回復というところに異論はありません。それは必要なことでありますし、進めていかなければならない、そう思っております。

しかしながら、今回の請願の内容というふうな部分、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正することというのは、全国一律の賃金制度というものにはメリットもあればデメリットもあります。これに関して、私は最低賃金法を全国一律にすべきだというところの結論に行き着くまでのデータや、そういった情報等を含めてまだまだそれを断言できるまでの結論には至っていない、様々な全国一律最低賃金制度を導入した負の影響も含めると、まだそこまでやるべきだという結論にはたどり着けないということ。

そして、2点目は、最低賃金1,500円以上というのは、新潟県の最低賃金からいえば約倍に当たります。これらを請願者は特段この金額にこだわってはいないのだ

というふうには紹介議員は言っておられましたけれども、請願の内容としてこのように記載がある以上、この書かれている中で審査をするべきだというふうに私は判断をしておりますので、これらの理由からこの請願に関しては反対とさせていただきます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 請願第1号採択に賛成の方の討論を許します。

12番（関根一義君） 賛成と言いましても、私は紹介議員の一人ですから、当然賛成ですけれども、しかし私の意見を申し上げたいと思います。

私は、こういうふうに捉えています。最低賃金制の改定というのは、なぜ今殊さら必要なのかという点について、もっと真剣に考えるべきだというふうに思います。特に昨今においては、コロナ禍の中におきまして、1つは格差が拡大してきているということ。この格差拡大によって相対的貧困層が大量に生み出されているということです。こういうことを捉えて見ると、私は請願者の言っているような全国統一的な最低賃金制度を確立したいということについては、当然の請願だろうというふうに私は捉えています。

もう一点、この請願の趣旨というのはこの表題のところにもあるように、最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書採択の請願に係る町会議員の……違う、これは要請文ですね。同じことが書かれていると思うのですが、これです。意見書、請願というところではこういうふうに書かれています。最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書というふうに書かれていまして、指摘されているような全国一律最低賃金制度を改正することと、地域別の最低賃金を1,500円以上を目指すことというふうになっていますから、それはそのとおりの表現になっているのですが、私がこの請願者の立場に立って物事を見るときは、最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書を出すことについての議論をしていただきたいということが、まず2点目です。

それから、ある人からも指摘されたのですが、ここに書いてあります、新潟県云々というのがありましたよね、新潟県をはじめ。「そのための中小企業支援を求める意見書が2021年7月現在で、新潟県をはじめ」云々とこれ書いてありますけれども、だから先ほども議論ありましたけれども、これは請願者の請願趣旨に基づいた意見書が採択されたのだというふうな断定していますよね。これは、そういうことではなくて、最低賃金制度を求める意見書、この採択がなされているのだよということの表現ですから、あまりこだわる必要はないのではないかというのが、まず3点目の私の意見です。

もう一つ、あえて指摘をしておきたいと思いますが、新潟県議会で採択された意見書というのは、これは違うのだと、だから田上町で何を議論しているのだということが言われてきたという話が聞こえてきたのです。私は、県議会が田上町議会に対してどのような意見を持って議論しているかということに関連するのだというふうに捉えました。私は、そうはならないだろうと。疑義があるのは疑義があるでいいし、反対なら反対というのがあってもいいけれども、田上町議会でその議論の中身を問うなんていうことがあってはならないのだというふうに思っていて、言わなくてもいいことも言ったかなと思う嫌いもあるけれども、私は賛成意見としたいと思います。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は起立採決といたします。本案は採択すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択と決定しました。

（副委員長、委員長と交代）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、本委員会から発案する意見書（案）の配付を願いたいと思います。事務局、配付をお願いします。

（意見書（案）配付）

12番（関根一義君） 委員長、失礼します。ここで退席をお願いします。申し訳ない。時間ない。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 関根委員は、これで所用のため退室いたしますが、これを許可しておりますので、よろしく願いいたします。

議事はこのまま進行させていただきます。

（12番 関根一義君退席）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、意見書はお目通しいただけましたでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 意見書の内容は、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、異議ありませんので、この意見書の内容で本会議に提案をいたします。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了となります。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

---

午後零時34分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年3月10日

総務産経常任委員長 今 井 幸 代

総務産経常任副委員長 渡 邊 勝 衛